

# じんけん

—子どもたちの明るい未来のために—

今こそ  
助けあい支えあいの  
気持ちを大切に

医療従事者の方々に  
ありがとう

相手の立場になって  
声をかけていきたい

マスクをしていても  
心の笑顔を忘れずに

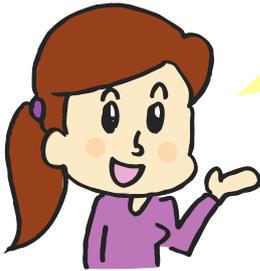
身体的距離をとっても  
心の距離をあげないで

人権とは・・・

誰もが生まれながらにして持っている  
人間として幸せに生きる権利です

## 学習資料43 じんけん～子どもたちの明るい未来のために～の活用について

人権について「こんな疑問がある」  
「こんなことが知りたい」と思った時は  
学習資料43 じんけん を開いてみましょう！



子どもに「人権って何？」って聞かれたの。話そうと思うから、詳しく知りたいわ。

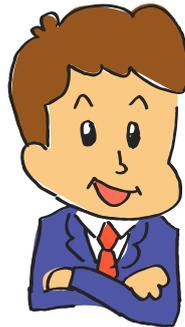
このページを開いて！

### P 1～5 人権入門

特にP 5 豊かな心を育てるために！

### P 22 子どもの人権問題

一人ひとりを大切に！



部落差別って、最近法律ができたとは聞いたけど、今も差別があるの？実感がないなあ。

そっとしておいた方がいいんじゃないのかな？

このページを開いて！

### P 14～16 部落差別解消推進法の施行

現在もなお部落差別が存在する！

### P 17 部落差別を温存・助長する考え

そっとしておいても差別はなくなるらない！

「性の多様性」について最近よく聞くけど、詳しいことが分からないわ。「SOGIE」って何？



このページを開いて！

### P 26 性の多様性を考える

性の多様性はすべての人の問題です！

差別をなくすための教育や啓発ってどんなことをしているのかな？



このページを開いて！

### P 29～32 人権・同和教育の取組

差別のない明るい大分市をめざして！

子どもたちは学校で部落差別をはじめあらゆる差別の解消に向けて学んでいきます。**その学びの支えとなるのが大人の認識ではないでしょうか。**

わたしたち大人が人権について正しく知り、自分の問題としてとらえ、家庭でも話題にしていくことが「子どもたちの明るい未来」へのスタートなのです。

# も く じ

## I 人権入門

● 「区別」と「差別」	1
● 差別とは	1
● 差別を生み出すもの①	2
● 差別を生み出すもの②	3
● 豊かな心を育てるために	5

## II 様々な人権問題

● 現在もなお存在する深刻な差別 — 部落差別(同和問題) —	6
● 現状と歴史	7
● 部落差別解消推進法	14
● 温存・助長する考え	17
● 解消に向けて	18
● 自分らしい人生を送るために — 女性の人権問題 —	21
● 一人ひとりを大切に — 子どもの人権問題 —	22
● その人らしさを認め合う — 障がい者の人権問題 —	23
● 生き生きと活動できる社会に — 高齢者の人権問題 —	24
● 隔離から共生へ — HIV感染者・ハンセン病回復者等の人権問題 —	24
● 文化や習慣の違いを越えて — 外国人の人権問題 —	25
● 情報に振り回されないために — インターネットによる人権問題 —	25
● 性の多様性を考える — 性的少数者の人権問題 —	26
● 「貧困の連鎖」を断ち切る — 子どもの貧困の問題 —	27
● 会いたい!ただ一つのねがい — 拉致問題 —	27

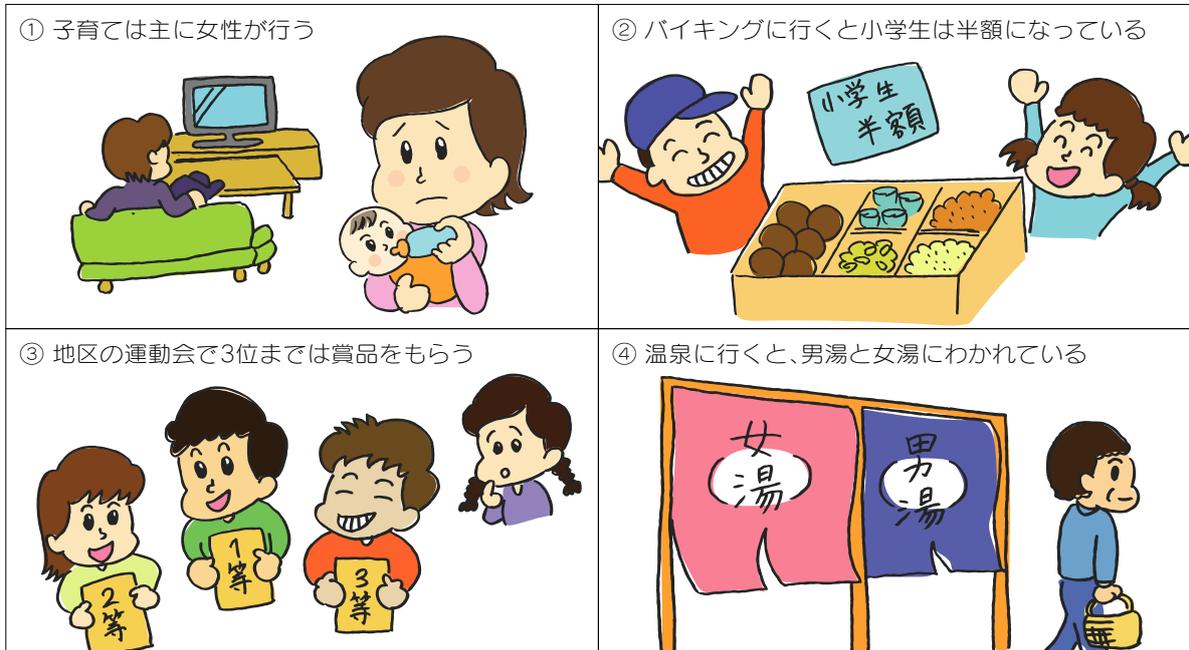
## III 人権が守られる社会へ

● 世界の動き	28
● 大分市の人権・同和教育の取組①	29
● 大分市の人権・同和教育の取組②	31

# I 人権入門

## 「区別」と「差別」

次のことは区別でしょうか、それとも差別でしょうか。区別と差別の違いは何でしょうか。考えてみましょう。



区別か差別かを判断する時、その境界線があいまいなため、個人の主観に左右されがちです。結果的に差別を引き起こす原因にもなっています。お互いに議論を尽くし(よく話し合い)、誰もが納得できるような、民主的な手続きをすることによって差別を減らすことができます。つまり、少数者の意見を聞きながら、みんなが納得できるように話し合うことが大切と言えます。また、常に新しい人権の基準を学ぶとともに、さまざまな立場の人と交流し、その人の願いを聞くことも大切なことです。

## 差別とは —差別に気づくための「ものさし」—

わたしたちの身のまわりには、区別に終わらず差別につながるものがたくさんあります。

大分市では、「大分市人権教育・啓発基本計画」に下のような重要課題を位置づけて、差別の解消に向けて取組をしています。



いずれの人権問題についても、共通する「ものさし」があります。それは、生まれ、性別、年齢など「本人に責任のないこと」「努力で変えられないこと」によって被害を受け、苦しんでいる人がいるということです。

つまり、「それはその人の責任なの?」「それはその人の努力で変えられることなの?」と日頃の言動を見つめ直すことで、「自分が傷つけられている」あるいは「人を傷つけている」ことに気づきやすくなり、自分やまわりの人の人権を守ることにつながります。

差別はする人がいるから起こります。差別される人には何も問題はありません。しかし、このように共通点に着目することで、差別に気づくための大切な「ものさし」が見えてきます。



### check ちょっと考えてみませんか?

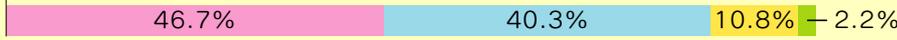
「差別化」という言葉を最近よく聞きます。これは企業戦略で「自社の強みを出す」ことだそうです。この言葉の中にある「差別」は、「相手を見下し排除する」という意味があります。「差別化」は、受け取る側によって間違っただけで伝わってしまう可能性がある言葉と考えられます。わたしたちが、普段何気なく聞いたり、使ったりする言葉の意味を振り返ってみませんか?

# 差別を生み出すもの① -昔から・・・、みんなが・・・-

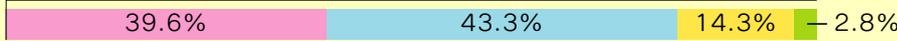
日本には、古くからの言い伝えや考え方がありますが、あなたの考えにより近いのはどれですか

結婚式を行う時、「大安」「仏滅」などにこだわる

0% 20% 40% 60% 80% 100%



0% 20% 40% 60% 80% 100%



■ 当然のことである ■ おかしいと思うが自分だけ反対しても仕方ないと思う ■ 間違っていると思う ■ 無回答・不明

## 六曜

「祝い事」を行う時、「大安」などを選ぶ習慣があります。

「人権に関する市民意識調査」の2010年度実施と2015年度実施の結果を比較すると、「結婚式を行う時、『大安』『仏滅』などにこだわる」という問いに、「当然のことである」と回答した人は7.1ポイント減り、「間違っていると思う」と回答した人は3.5ポイント増えていることから、六曜について理解が進んでいると考えられます。

六曜は、日の順番を表すものとして考えられたと言われており、旧暦の各月1日は固定されています。例えば旧暦の1月と7月の1日は先勝となっており、先勝の次からは、友引、先負、仏滅、大安、赤口、先勝・・・と、同じ順序で繰り返すようになっています。

この六曜は鎌倉末期から室町時代にかけて中国から伝わったとされていますが、もともと日の吉凶を示すものではありませんでした。当初、「仏滅」は「空亡」と表現されており、ただ単に「よくない

という意味に過ぎず、現在の「仏滅」という表現とは似ても似つかないものだったといわれています。同様に「友引」についても文字の組み合わせから受けとる感じにとらわれ、本来もっていた意味が時代とともに変化してきました。明治時代に入ると新政府は、従来の太陰暦を太陽暦に変更するにあたり、日の吉兆を迷信として否定する方針を打ち出しました。しかし、このような禁止令にもかかわらず、暦に記入され続け、今日に至っています。一般的には仏教との関係もないとされ、科学的な根拠もありません。なお、現在の中国では全く使われていません。

## 丙午迷信

丙午は、干支の一つで、60年に一度回ってくる年です。「この年に生まれた女性は、男性を不幸にする」というわさが江戸時代の中ごろから広がり、結婚できないことを苦にして自ら命を絶つ女性までいたそうです。

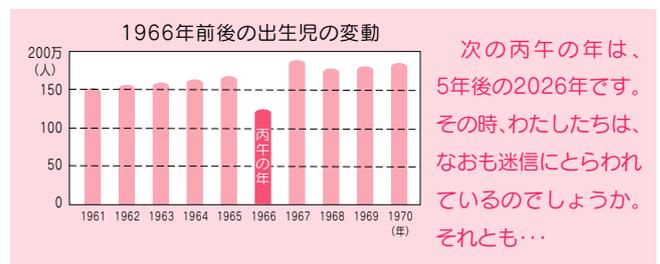
前回の丙午の年(1966(昭和41)年)の出生数を見ると、科学が進歩した近年でも、かなりの人がこだわって出産をひかえていることが下のグラフからもわかります。



※六曜の読み方は、「明鏡国語辞典第二版」(大修館書店)を参考にしています。

旧暦の

- 1月7月の1日は「先勝」
- 2月8月の1日は「友引」
- 3月9月の1日は「先負」
- 4月10月の1日は「仏滅」
- 5月11月の1日は「大安」
- 6月12月の1日は「赤口」と決まっています。



わたしたちの身のまわりには、さまざまな慣習があります。多くは、幸福を願い、不幸を避けようとする意識に基づく自分を守ろうとする考えによって受け継がれてきたものです。この中には、「昔から・・・」「みんなが・・・」などの理由で、こだわったり、気になったりして、避けようとする心が生まれるものもあります。その心が差別を温存・助長したり、人権侵害(丙午生まれの女性との結婚を避ける、部落差別、仲間はずし、風評被害など)へとつながっていったりする場合があるのです。

一人ひとりが、「昔から・・・」「みんなが・・・」という理由だけで判断するのではなく、その根拠などを絶えず吟味しながら、様々な人の行動を認めることが、人権尊重の社会をつくることにつながっていくのではないのでしょうか。

## 差別を生み出すもの②

### 「福島県民お断り」(第36回全国中学生人権作文コンテスト 法務省人権擁護局長賞 作品)

「福島県民お断り」それは、福島県民の私に大きなショックを与えるものでした。

小学三年生まで、私は福島県南相馬市で生まれ育ちました。南相馬といえば野馬追が有名で、昔からの歴史を大切にしている町です。私は、そんな南相馬の町や人が大好きでした。

しかし五年前、東日本大震災の影響で原子力発電所が爆発し、全てが変わりました。放射能の影響から、南相馬市は一夜にして人の住めない町になってしまいました。

この事故の影響で、私は家族と一緒に、親戚がいる栃木県に避難することになりました。ところが、その途中に寄った店で、とても衝撃的なものを見てしまいました。それは、駐車場に停めてあった車に、「福島県民お断り」と書かれたステッカーを貼った車があったのです。私はそれを見て、これからの事が不安だったこともあり、「え？」とただただパニックになり、意味を理解したとき、悲しい気持ちになりました。

震災から五年が経過した現在でも、福島県に対する偏見はまだ消えていません。それは、祖母の知人が熊本地震の際に、支援物資を届けに行ったことでした。

決して近いとはいえない熊本に、福島から行ったのにも関わらず、「福島の物資はいらない」と現地の方々に拒否されたそうです。現地の方々も、放射能の被害を恐れての発言だったのでしょうか。しかし、被災した方々のために、直接届けに来てくれた人に向かってどうしてそのような心ない言葉が言えるのだろうかとうむなしさがこみ上げてきました。

結局、その場所では物資を受け取ってもらえず、別の場所で受け取ってもらったそうです。この話を聞き、福島県の風評被害は今なお続いているのだと恐ろしい気持ちになりました。同じ日本人なのに、どうして福島県から来ただけで、このようなひどい言葉をかけられなければならないのでしょうか。私が育った町や人が否定されるならば、私の今までの人生までも否定されている気がしました。

震災後、私は自分の気持ちを人に話すことが苦手になっていました。「福島県民だ」という周りの人達の視線がとても気になったからです。しかし、そんな私の心を、新たな出会いが変えてくれました。小学五年

生の時、私は宮城県の女川町に引っ越してきました。見知らぬ土地での生活はとても不安で、これからどんなことが待っているのか心配でたまりませんでした。また「福島県民だ」と悪者扱いでもされるのかと思っていました。自己紹介を終えて指定された席に着くと、周りは男の子達でした。するとその中の一人が、私に「福島から来たんでしょ？」と聞いてきました。私はその質問にひどく動揺し、この後何か言われるのだろうかと思いました。しかし、聞こえてきたのは私の想像するものではなく「大変だったね。」という気づかいの言葉でした。他の子達も「友達にならない?」「一緒に遊ぼう。」などと、とても優しく接してくれました。女川町もまた、震災で大変な被害を受けました。友人の中にも、津波で家や家族を亡くした人がたくさんいました。それでも、明るく毎日を過ごしている友人を見て、女川の人たちの力強さを感じました。同時に、苦しい思いをしているのは自分だとばかり主張して、ふさぎ込んでいたのが「なんだ、この人達の方が辛かったんじゃないか。」と思い、自分が情けなくなりました。女川町の人達は本当に強い人ばかりで、何度も助けられました。

私がここまでの体験で感じたこと、それは「偏見」と「共感」です。「偏見」とは、自分の勝手なものさしで周りのものを判断することです。相手の気持ちを無視した、とても自分勝手な行動だと思います。皆さんは、人と関わる時、偏見をもって接することはないでしょうか。「あの人はテストの点数が悪いから頭が悪い」や「あの人は口数が少ない人だから暗い人だ」など、ちょっとした偏見で他人を見ることは誰にでもあることだと思います。しかし、その偏見が無意識のうちに人を傷つけるということを忘れてはならないと思います。

逆に「共感」とは、相手のことを思いやり、相手の立場に立って行動することです。私が女川に来てから、私の心に寄り添ってくれた友人たち。私の痛みを自分の痛みとして捉え共に乗り越えようとしてくれたことにとっても感謝しています。だからこそ、自分もまた、傷ついている人がいたら共感し、手を差し伸べることのできる人間になりたいと思うようになりました。

私は将来、自分を救ってくれた人達のように、苦しむ人の小さな助けになりたいです。

自分を新型コロナウイルス感染症から守ろうと、感染者やその家族を排除、差別することが起きています。その排除や差別を避けるため、感染が疑われる人が受診を控えたり、入院を拒否したりするなど、感染治療を妨げる場合もあります。相手の思いに共感しながら、偏った自己中心的な考えにとらわれず、正しい知識をもち行動することが大切です。

## －ステレオタイプ－

わたしたちは、特定の集団や人に対して、単純化したイメージを持ちがちです。その内容は様々ですが、例えば、「都会の人は洗練されている」といった肯定的なものから、「都会の人は冷たい」といった否定的なものまであります。このような固定化されたイメージを**ステレオタイプ**といいます。ステレオタイプは誤りに気がついたり、多様な角度から事実を知ったりすることにより修正されていきます。しかしながら、修正されなかったステレオタイプは偏見へとつながることがあ

ります。

「偏見とは、ある集団に所属している人が、単にその集団に所属しているからとか、それゆえにまた、その集団のもっている嫌な性質をもっていると思われるとかいう理由だけで、その人に対して向けられる嫌悪の態度、ないしは敵意ある態度である」(G.W.オルポート「偏見の心理」より)とされています。そして、このような偏見が現代社会における差別を温存している1つの要因だと指摘されているのです。

## －ステレオタイプが作用するもの－

### つくりかえられる自分

わたしたちが他者に対して抱く期待が、現実のものになっていくという現象を自己成就予言といいます。例えば、「女性は数学が苦手である」というステレオタイプが、女性の数学に対する苦手意識をつくりあげ、数学の得点が低くなるという現象が指摘されています。さらに、遊びで血液型性格判断をしている人の性格が、その人の血液型のステレオタイプに近づいていくという現実もおこっています。

子どもたちに対してマイナスのステレオタイプを持って接することにより、その子がその通りになってしまう恐れがあるのです。

### 強められる思い込み

人の記憶はあいまいなため、思い出す際に、自分自身が意味づけした内容に近い形で強調される傾向があります。

例えば、ある子どもに対して「生活態度が良い」というイメージが一旦形成されると、そのイメージに合致する情報のみが印象に残り、良いイメージが一層強調されるようになります。もし、その子どもがイメージと合致しない行動をとったとしても、例外扱いし、イメージの悪化にはつながらないという傾向が指摘されています。

## －ステレオタイプを少なくする－

ステレオタイプは、誰もが少なからずもっています。それを少なくしていくには、自分にもそのような傾向があると自覚することが必要です。

### 1. 批判的思考をする

「昔から…」 「みんなが…」 といった同調していると、いわば思考停止状態になってしまいます。情報として知ったことを自分自身で本当のことなのか考え確かめていくことが大切です。

### 2. 多様性を認める

自分に様々な面があるように、相手にも様々な面があるものです。一面だけを見て相手を判断するのではなく、いろいろな視点から見て考えることが、相手への理解を深めることにつながります。



「夏の思い出」 大分市人権フォトコンテストの作品

### 3. 想像力をはたらかせる

「一番伝えたいことは、一番言えないこと」という言葉があります。想像力をはたらかせ「もし自分だったら」と相手の立場になって考えることで、相手への接し方も見えてきます。そして、そのことがより良い人間関係づくりにつながっていくのです。

# 豊かな心を育てるために

## 自尊感情を育む

わたしたちは、世界にひとりしかいない自分自身を、かけがえのない存在であると自覚することが大切です。この自分自身をかけがえのない存在として認め、欠点も含めて自分自身を大切にすることが気持ちを**自尊感情**といいます。

失敗もするけれど、完全ではないけれど、精一杯生きている自分を受け入れることができたとき、他の人の不完全さや、失敗も受け入れることができます。

そのため、自尊感情はすべての人の人権を尊重する基本となる意識であると言えます。自尊感情は、子どものころから育まれると言われていません。特に、自分の身近な人が自分を認めてくれる、自分の気持ちをわかってくれるという感覚は、自尊感情の基礎となるものです。例えば、幼い子どもがどんなに泣き叫んでも、そのことを丸ごと受け入れる大人の態度、「無条件の受容」が自尊感情を育てていく上で欠かせません。甘えることにより得られる安心感が、その後の自立や成長に向けての重要な土台になっていくからです。



「君の笑顔が見たいから」 大分市人権フォトコンテストの作品



「春の夕暮れ」 大分市人権フォトコンテストの作品

## 話を聴くことで…

子どもの話をゆっくりと聴いてあげたい。でも毎日が忙しく、あわただしく時間が過ぎていく中でその難しさも感じて実践できずにいる、これが多くの人の本音かもしれません。

しかし、「聴く」際に**最も大切なことは、心と体を傾けて最後まで聴くこと**だと言われてしています。話を途中で遮ったり、アドバイスをしたりするのではなくて最後まできちんと聴くことで、子どもの感情を理解することができるからです。そしてそれは、子どもに「自分の存在の肯定」を感じさせ、安心感を与えることにつながっていきます。さらに、安心感とは、子どもに「自分は大切にされている」という気持ちを生み、自尊感情を育むと言われてしています。

「落ち着いて話をしたり、聴いたりする」、「言われなくても進んで勉強する」、「友だちに優しくする」といった姿を大人は望み、つい子どもにそれを求めてしまいがちです。大人のゆっくりと話を最後まで聴く姿が、実はそのような子どもの姿につながっていくということなのです。

# Ⅲ 様々な人権問題

すべての人間は、生まれながらにして、自由・平等であり、人間らしく生きる権利を持っています。このことは、誰も侵すことができない永久の権利として憲法に定められています。では、本当に、わたしたちの社会は、このような権利が十分に尊重されているといえるでしょうか。わたしたちの身近な生活の中で、人権が不当に侵されている事実はたくさんあるのです。

## 現在もなお存在する深刻な差別 ― 部落差別（同和問題） ―

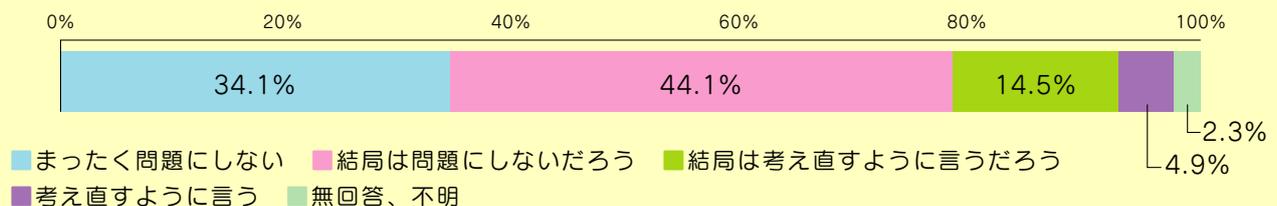
明治時代になって、江戸時代の身分制度は廃止されました。しかし、生まれた場所や住んでいる場所などの理由で避けられるという差別が現在も続いています。これを部落差別（同和問題）といいます。だれもが生まれながらに持っている権利が奪われてしまうという大変な問題です。

「いわゆる同和問題とは、日本社会の歴史的発展の過程において形成された身分階層構造に基づく差別により、日本国民の一部の集団が経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、現代社会においても、なおいちじるしく基本的人権を侵害され、とくに、近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題である」  
1965(昭和40)年「同和対策審議会答申」から

### 依然としてある差別

仮に、あなたのお子さんが、恋愛をし、結婚したいと言っている相手が同和地区出身者だとわかった場合

①あなたはどんな態度を取るとお考えですか



②あなたの親戚はどんな態度を取るとお考えですか



2015年度大分市「人権に関する市民意識調査」から

「人権に関する市民意識調査」によると、自分の子どもと同和地区出身者(被差別部落出身者)の結婚について、自分がとる態度として「まったく問題にしない」とする人は34.1%にとどまっています。さらに、親戚が「誰もそれを問題にしないだろう」とする人は17.4%にすぎず、部落差別(同和問題)の根深さがうかがえます。

## 部落差別の現状

### 結婚差別

結婚をする際に家柄にこだわる慣習があります。そのような意識が強い場合、被差別部落出身者と結婚すると血縁関係が生じるため、家族や親戚が結婚を反対することがありました。被差別部落出身者と分かると結婚を許さなかったり、無理矢理、結婚当事者同士を引き離したりすることも行われてきました。そのため、仮に結婚できたとしても、それは親族の祝福がない駆け落ち同然のことも多くありました。また、結婚差別を受け、自ら命を絶つという悲しい事件も起きました。探偵社や興信所に身元調査等を依頼し、被差別部落出身者であるかどうかを確認するという差別的な行為も行われていたのです。

### 就職差別

採用に際して本籍を調べる慣習は、身元を確認するために明治時代の頃からあったといわれています。しかし、調査結果には偏見や風評が入りやすく、真実がゆがめられることがありました。被差別部落に対する偏見が社会の中に根強く残っていたため、被差別部落出身であるという理由だけで不採用とする理不尽な差別選考が行われ、若者たちの夢を奪ってしまう事件が起きていました。

戦後、人権を尊重することの大切さが社会に浸透し、このような差別選考の問題が指摘されるようになったのですが、人々の中にある差別意識が解消されていなかったため、ひそかに探偵社や興信所に身元調査を依頼する企業が後を絶たなかったのです。

### 部落地名総鑑事件

戸籍法一部改正(1976(昭和51)年)により身元調査が困難になると予想した業者が全国各地の被差別部落の地名、所在地、戸数等を記載した書籍をひそかに販売。220社をこえる企業が購入していたことが(1975(昭和50)年)12月の人権週間のさなかに発覚した。

このような差別的な身元調査が行われる中、探偵社や興信所には被差別部落の情報が集まり、「部落地名総鑑」という差別図書が生み出されました。作成販売者の証言によると、結婚や採用で被差別部落出身かどうかを調査することが多かった経験から、「部落地名総鑑」を出せば売れると考えたことが動機だったようです。企業自体が被差別部落に対する差別体質を持っていたために、採用において被差別部落出身者を排除するのに使っていました。また個人の場合は結婚相手の身元を調べるのが目的でした。このことが大きな事件として取り上げられ、部落地名総鑑はすべて回収されました。その後も減ってきたとはいえ、依然として身元調査等が行われています。

#### ～結婚をめぐる～

2008(平成20)年9月、近畿地方のある県で、結婚をめぐる、親族と名乗る人が、相手の身元を、電話で市役所に問い合わせるといった差別事件が発生しました。電話は一方的で、地名を告げ「被差別部落かどうか教えてほしい」と言ってきました。理由を聞くと「結婚を考えているので出身地を知りたい、どこで聞けば教えてもらえるのか」と述べ、「どこでも、そういったことはお教えしません」と答えると、「教えてくれないなら、最初からそう言ってくれればいいのに」と言って電話は切れたそうです。

## 情報化社会の中で

2006(平成18)年10月、部落地名総鑑の電子版が見つかったと新聞で報道されました。

全国の被差別部落の地名、住所、世帯数などのデータを収めたフロッピーディスクを、大阪市内の二つの信用調査業者が保管していたとのことです。

このことは、身元調査などが今現在も行われていることを物語っていると同時に、大量の差別情報がインターネットによって瞬時にばらまかれる可能性も含んでおり、深刻な問題であると言えます。

2016(平成28)年12月に「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)」(P14~16参照)が公布・施行した背景には、こういった現状があります。

### 土地差別－被差別部落(同和地区)かどうか－

- 2002(平成14)年4月、西日本のある建設会社社員が、被差別部落を市役所に問い合わせる
- 2004(平成16)年5月、大手企業社員が顧客の引越し先が被差別部落であることを告げる
- 2007(平成19)年7月、大阪市内の調査会社が、マンションなどの建設予定地周辺の立地条件を調査する際に被差別部落の所在地などを詳細に調べ依頼主に報告していたことが判明する
- 2011(平成23)年2月、東京都内の不動産会社の社員が、顧客からの依頼を受け、被差別部落を区役所に問い合わせる

戸籍をめぐる問題と重なるものとして、近年発覚している「土地差別調査事件」があります。「土地差別調査」とは、不動産の取引や購入、賃貸などにあたって、その物件と被差別部落との関係をたずねたり、調べたり、教えたりすることです。2007(平成19)年には、調査会社が、被差別部落の所在地などの情報を報告書としてまとめ、依頼主に提出していたという事件が発覚しました。

#### 土地差別調査の実態①「調査依頼」



事件の背景には、調査会社、広告代理店、デベロッパー(開発業者)はもちろんのこと、情報を求める市民の姿も見えてきます。今日もなお人々の中に忌避意識が存在しており、被差別部落の土地に対する厳しい差別の現実が残されています。

結婚差別、就職差別、土地差別に共通するのは、「自分が被差別部落出身者とみなされたくない」という心の奥底にある意識です。

このような「避ける意識」は、差別が現実にあるということが前提となります。差別があるということは、差別に苦しんでいる人がいることを忘れてはいけません。はいではないでしょうか。

#### 土地差別調査の実態②「調査報告」



# 部落差別の歴史① ～古代から中世へ～

## 「キヨメ」から「賤視」へ

中世(鎌倉時代～室町時代)になると、「ケガレ」が生じたら、それを「キヨメ」(清め)ることが必要という考え方が広がり、「キヨメ」にたずさわる人々があらわれるようになりました。彼らは寺社に仕えて、「葬送」「死牛馬の処理」「行刑」「造園」「掃除」などの役目をはたしましたが、これらは、いずれも「キヨメ」であり、このようなことは社会生活を送るうえで、どれも大切な役目であったことはいうまでもありません。ところが当時の人々は、「ケガレ」や「キヨメ」に触れる人として賤視をはじめ、差別するようになったのです。学説に若干の違いはありますが、被差別部落の始まりはおおよそ11～12世紀以降、中世といわれています。

そのような中世の被差別民の代表が「河原者」と呼ばれた人々です。記録では、平安時代の中頃に登場しますが、その呼び名は河川の近くに住んだことによるといわれています。中世においては、無税の地であった河原には、ききんなどにより生活の糧を失った人々が移り住み生業を営んでいたのです。ちなみに、いつも洪水などの自然災害に見舞われる河原などは、人智・人力の及ばない神の手にゆだねられた神聖な場所という観念があったと説く学説もあります。

## 日本文化の創始者

能楽や日本庭園は、日本文化を代表する伝統文化です。能楽といえば観阿弥、世阿弥が有名です。この親子は、南北朝から室町時代にかけて活躍し、能楽を不動の地位に築き上げました。とくに世阿弥は50余曲の作品を残し、その多くは今でも演じられています。また、「山を築き、水を引く」技術においては比喩ものなしと賞賛された善阿弥は、庭園作りの名手でした。これらの人々は、河原者の出身ですが、文化創造の「特別の能力」を持った人として畏怖の念で見られ、將軍などから保護を受けて活躍しました。

中世の末、戦国時代になると武具や馬具の需要が多くなりました。戦乱の世の必需品だからです。これに使う皮革の需要と技術も大いに高まりました。これに応えたのが、皮なめしや革製品づくりの技術に長じていた「かわた」と呼ばれた人々で、戦国大名の求めに応じながら、その職能を高めていきました。

### ～伝統文化の創造～

能楽や庭園など、この時代の芸能、建築に優れた才能や技術を発揮したのは、このころ身分的に差別されていた人々でした。



龍安寺 庭園

## 古代からあった「ケガレ」の意識

「ケガレ」とは、ある事象に触れたり、関わったりすることによって、災いや不幸がわが身に降りかかってくるのではないかと不安や恐れを感じることです。日本では3世紀前後、邪馬台国ころ「水浴」をして死の「ケガレ」を祓う風習があったことが「魏志倭人伝」によって伝えられています。平安時代には、人や特定の動物(牛、馬、羊、犬、豚、鶏)が死んだ際や出産の時などに一定の「ケガレ」が生じ、また、けがれたものや人に直接触れたりすると、それが伝染する(927年「延喜式」)と考えられていました。さらに、謀反を起こしたり神社や神物を汚損したりすると「ケガレ」が生じるとされ、「ケガレ」に触れた人は、ある一定の期間、神社に参ったり神事に参加したりすることは慎まなければならないとされました。

## 根拠を問い、議論することで

今なお、わたしたちはこの「ケガレ」思想をもとにした「女人禁制」をはじめ「清め塩」「六曜」などの慣習や迷信にとらわれることもあります。

博多祇園山笠は、かつては詰め所の入口に「不浄の者立入るべからず」と書かれた立て札が設置されていました。この「不浄の者」は喪中の人と女性のことでした。しかし、不浄つまりケガレの考え方自体が科学的に根拠のないことから、女性差別につながるとして2003年に立て札の設置は中止されています。また、「清め塩」についても、「仏教においては、死はケガレではない」との見解から、仏式の葬式においては配付されないことが近年多くなっています。

## 部落差別の歴史② ～近世～

### 縛られた身分

太閤検地や刀狩などによって定まった身分は、江戸時代になって「宗門人別改め」が行われるなどさらに強められました。身分は、武士と百姓、町人に大きく分かれ、これらの身分とは別に、えた身分、ひにん身分などがありました。

えた身分は、農業に従事して年貢を納めるとともに、死んだ牛馬の解体や皮革業、雪駄生産、芸能なども行っていました。そして役目として犯罪者の捕縛や牢番などの役人の下働きを務めました。ひにん身分も、役人の下働きを務め、芸能などで生活しました。これらの身分の人々は、他の身分から厳しく差別され、村の祭礼へ参加することができませんでした。

このように、差別された人々は、忌み嫌われるような死牛馬の処理や火葬、埋葬、牢番、行刑、警察役などを課せられていたため、差別意識は一層強められました。しかし、差別された人々のこういった役目により、社会の平穏・秩序が守られたことを忘れてはなりません。

### 社会や文化の担い手として

差別が強まる一方で、差別された人々は、農業を営みながら暮らしに必要な生活用品を専門につくったり、伝統的な芸能を伝えたりするなど、日本の社会や文化を支える一役を担い、なくてはならない存在でした。

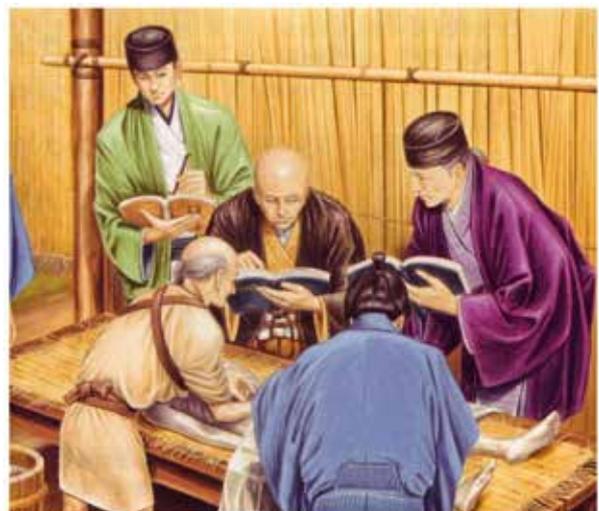
また、幕府や藩により、住む場所や職業も制限され、服装をはじめ、様々な束縛を受けました。これは、それぞれの身分のあるべき姿を強め、社会全体の秩序を引き締めるためでした。この結果、百姓身分の人々が優越感をいただき、幕府や藩への不満をそらすことにもなりました。また、差別された人々の中にも差別をつくっていきました。ひにん身分は、えた身分より低い位置とされていましたが、「足抜き」と言って、元の身分に戻ることができる余地を残したのです。これは、差別されていた人々を互いに差別させるという巧妙な政策でした。

中世からの被差別民は固定された身分制度の中で、被差別部落として把握されることになり、近世には全国に4000～5000地区の被差別部落があったといわれています。

このように、それまで少しずつ形づくられてきた社会構造が身分制度化され、支配に利用されてきたのです。

#### ～医学の発展を支えた人々～

小浜藩(福井県)の医者杉田玄白や中津藩(大分県)の医者前野良沢らは、実際の解剖に立ち会い、オランダ語で書かれた人体解剖書の正確さにおどろき、苦心して翻訳し、「解体新書」と名づけました。また、このとき実際に解剖をしながら説明を行ったのは、当時、百姓や町人とは別に厳しく差別された人々の一人でした。かれらの持つ技術や知識が、医学の発展を支えたのでした。



解剖の様子(想像図)

## 差別の強化

江戸時代の中頃になると、商品経済の発展とともに身分をこえて人々が交流するようになり、武士を中心とした支配の仕組みがだんだんと揺らぐようになってきました。

農村では、豊かな民が土地を買い集めて大地主化する一方、都市には、故郷の村を去った貧しい人々が流入し、人々の間に貧富の差が広がり、新しい社会問題が起きました。その上、洪水や干ばつなどの天災に見舞われ、農村の生活はたいへん厳しくなってきました。幕府や藩は、このような社会の変化に対して村人の離村を制限したり、

生活を切り詰めさせたりしました。さらに、幕府財政のたてなおしのために年貢率を高め、取り立てを厳しくしたため、人々はしだいに不満をつのらせ、各地で百姓一揆が目立つようになってきました。

そこで幕府は、支配体制の引きしめをはかるため被差別部落の人々に対する差別を強化する「達」を出しました。諸藩では、家のまわりを竹垣で囲ませる、胸に毛皮の目印をつけさせる、渋染の着物をまとわせる、外から家の中が見えるように長窓を開けさせるなど、いろいろな制限を加えました。府内藩でも同じような「達」が出されました。

### 風俗制限の「達」

被差別部落の者は、近頃身分を忘れ平人と問題を起こすことがあるので、次のようなことを申し渡す。

近頃、身分を忘れ心得ちがいの者が多い……。これまでは、格別の配慮をしてきたが、これからは、平人に紛れないよう男女とも羽織はもちろん、しまの紋付き衣類などは身につけることのないようにしなさい。

とは言ってもすぐにはできないと思われるので当分の間、今までの衣類のえりに白の半えりをしなさい。今後無紋など決められた衣類ができあがったら申し出て着用するようにしなさい。

1845(引化2)年「府内藩記録」

## 差別への抵抗

しかし、圧政に苦しめられた人々は、差別に屈せず、団結して各地で大名に抵抗しました。県内の杵築藩では、1805年、支配体制を強化するため、被差別部落の人々であることがすぐにわかるように水色の襟かけを強制しようとしてきました。これに対して、被差別部落の約半数200名は隣の島原領(豊後高田)に逃散しました。その後、杵築藩は2ヶ月程で「達」を事実上引っ込め、被差別民衆の勝利で一揆は終結しました。これは風俗差別に抵抗した、日本で最初の闘いです。(浅黄半襟掛け拒否逃散一揆)

また、1856年、岡山藩でも、「これまで所持している粗末な木綿の着物ならしばらく着用してよい。持っているものでも、紋付きはいけない。藍染・渋染の外は決して新調(購入)してはならない」と被差別部落の人々に命じたため、服装などにまで加えられた制約に対して、数千の人々が立ち上がり、大きな犠牲を払いながら、無紋の藍染・渋染を着用させる差別政策を撤回させました。(渋染一揆)

### ～豊かだった被差別部落～

江戸時代の後半、日本の人口は横ばいになります。新田開発も限界となり、人口の増加に必要な食料が不足したことが一番の原因と考えられています。そのような中、多くの被差別部落では人口が増加しているのです。これは、厳しい差別のなかにあっても助け合いながら生活を高めていき、人口増加を支えるだけの食料つまり経済力を持っていたといえるのです。

## 解放へのあゆみ① ～明治から戦前～

### 解放令

明治時代になり、新政府は新しい世の中をつくるために様々な布告を出しています。その一つが、1871(明治4)年8月に出された、「えた・ひにん等の称を廃し、身分・職業とも平民同様たるべきこと」という、いわゆる「解放令」となります。被差別部落の人々は、「解放令」によって平民とされ、法律の上では平等になりましたが、政府は、部落差別をなくすための積極的な施策をとらなかったため、実際には職業、結婚、住む場所などの面で差別は根強く続きました。

1872(明治5)年に新しくつくられた戸籍(壬申戸籍)には、「華族」「士族」「平民」の他に一切の差別的な呼び方などを記入してはならないことという政府の方針が出されましたが、「新平民」などと付記されるようなこともありました。

明治の中頃になると近代工業が発達して、市場を海外にまで求めるようになり、資源の乏しい我が国では、安い賃金で価格をおさえ国際競争に勝たなければなりません。こうした状況のもと、職業の面では、被差別部落の人々がこれまで高い技術で保ってきた伝統的な皮革産業などは、大企業等の進出により奪われ、さらに近代的な警察の整備で警備等の仕事からも追われ、これまでの生業を奪われました。社会に残った差別意識により社会進出が阻まれたこともあり、被差別部落の人々の生活は一層苦しくなりました。

また、徴兵令や地租改正などの維新政策への反対に加え、被差別民が同一身分になったことへの嫌悪や忌避の感情から、西日本を中心に「解放令反対一揆」が起こり、被差別部落は大きな打撃を受けました。大分県下でも「県中四郡一揆」が起きました。

このような中で、生活改善運動が高まり、団結することで差別撤廃をめざす運動へと発展していきました。

### 「人の世に熟あれ、人間に光あれ」

#### －100年をむかえる水平社宣言－

大正時代になり、人々の「人権」へのめざめが、労働争議、小作争議、普通選挙要求運動、婦人運動、民主主義を求める大正デモクラシーへと発展していきました。

このような中で、差別からの解放を願う被差別部落の人々は、差別からの解放をめざす運動(部落解放運動)を進めました。

西光万吉や坂本清一郎などの奈良県の被差別部落の青年有志が中心になり、これまでの同情や融和ではなく、自分たちの力で解放を勝ち取ろうとする動きが高まり、1922(大正11)年、京都で「全国水平社」が結成され、運動は全国に広がっていきました。「人の世に熟あれ、人間に光あれ」と結ぶ水平社宣言は、我が国最初の人権宣言とも言われ、人々の血をわきたたせ、人々を差別からの解放に大きく立ち上がらせたのです。水平社運動は、大人だけの運動でなく、子どもも多数参加し、全国各地に広がりました。

大分県では、1924(大正13)年、別府市において、大分県水平社の創立大会が開催されました。しかし、昭和の初め頃から、軍国主義が次第に国内を支配していき、人間の権利や自由よりも戦争への協力を強いられるようになっていったのです。水平社運動も厳しい弾圧を受け、運動は事実上とだえるという事態になりました。

#### ～商人にとって解放令とは・・・～

商人たちは「解放令」を歓迎しました。江戸時代まで被差別部落において主要産業であり、大きな利益を上げていた皮革産業への進出を、商人たちは、ねらっていたのです。「解放令」の中にある「身分 職業 共平民同様とす」という言葉は、誰でも皮革産業に参入ができることも意味していました。これ以降、商人たちは、巨大な資金を背景とし、各地で皮革産業の経営を始めていきます。こうした状況の中、被差別部落の皮革産業は、徐々に衰退していきます。

## 解放へのあゆみ② ～戦後～

### 戦後の部落解放運動

戦後、日本は、民主国家をめざしてきました。解放運動はいち早く復活し、終戦の翌年には、全国水平社の伝統を受けついで部落解放全国委員会が結成され、戦後の被差別部落の悲惨な生活を改善するため、部落産業の復活や農地の獲得などをめざす運動を展開しました。

そのような中、1951(昭和26)年、京都市でオールロマンス事件(京都市保健所の職員が雑誌「オールロマンス」に被差別部落の実態をきわめて差別的に描いた小説を発表したという差別事件)が起こり、部落差別と闘う人々と京都市との話し合いが行われました。その中で、側溝や道路などの整備が放置されているところ、水道を引いていないところ、長期欠席児童の多い地域など、様々な問題の重なったところが被差別部落であるという現実がはっきりと見えてきたのです。

この事件を契機に、これらの地域が生活水準の低い暮らししかできない状態に置かれてきたことが差別であり、それをそのままにしてきたこれまでの政治にも問題があることが明らかになったのです。その後、日本の民主化を進めるすべての人々がつながることにより、被差別部落が解放されるという考え方が芽生え、連帯意識が全国的に広がっていきました。その結果、1961(昭和36)年に、国は、同和対策審議会を設置し、同和問題を解決するために本腰を入れ始めました。

### 「同和対策審議会答申」、 そして「部落差別解消推進法」へ

その後、1965(昭和40)年に「同和対策審議会答申」がだされ、その理念を法律の中で具現化したものが1969(昭和44)年にできた「同和対策事業特別措置法」です。「解放令」が身分制度を廃止するといううたい文句にとどまったのに対し、この法律は差別をなくしていく具体的な施策を打ち出しています。

同和対策審議会答申が出されて、55年が経過しました。差別は解消に向かいつつあると見る人もいる中、2015(平成27)年度に本市が実施した「人権に関する市民意識調査」からは、まだ差別が残っていることがわかります。新しい形態の人権問題も出現してきていることから、わたしたちは、過去の歴史に学び差別をなくす取組を続けていくことが大切です。

2016(平成28)年12月、「部落差別解消推進法」が施行されました。この法律は、なお残る部落差別や情報化の進展に伴う新たな問題が引き起こされている

ことを踏まえ、わたしたち一人一人がその解消に向けて理解を深めるよう努力し、部落差別のない社会を実現することを目的としています。

### 「同和対策審議会答申」より

- 同和問題は、人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である。
- この問題をこのまま放置しておくことは断じて許されない。早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である。
- 「寝た子をおこすな」式の考えで、同和問題はそのまま放置しておけば社会進化にともないいつとはなく解消すると主張することにも同意できない。

### 「同和対策事業特別措置法」より

- すべての国民は、同和対策事業の本旨を理解して、相互に基本的人権を尊重するとともに、同和対策事業の円滑な実施に協力するように努めなければならない(第3条)
- 同和対策事業の目標は、対象地域における
  - 生活環境の改善
  - 社会福祉の増進
  - 産業の振興
  - 職業の安定
  - 教育の充実
  - 人権擁護活動の強化等を図ることによって、対象地域の住民の社会的経済的地位の向上を不当にはばむ諸要因を解消することにあるものとする(第5条)

### 部落差別(同和問題)を解消するための法律等

1961	● 同和対策審議会設置
1965	● 同和対策審議会答申
1969	● 同和対策事業特別措置法
1982	● 地域改善対策特別措置法
1987	● 地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律
1996	● 人権擁護施策推進法
1997	● 地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部を改正する法律 ● 人権教育のための国連10年国内行動計画発表
2000	● 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律
2002	● 人権教育・啓発に関する基本計画の策定
2016	● 部落差別の解消の推進に関する法律

# 部落差別解消推進法の施行

2016(平成28)年12月16日、「部落差別の解消の推進に関する法律」(以下、部落差別解消推進法)が公布・施行されました。

## 部落差別の解消の推進に関する法律

(目的)

平成二十八年十二月十六日 法律第九号

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第二条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

(相談体制の充実)

第四条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

(教育及び啓発)

第五条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第六条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

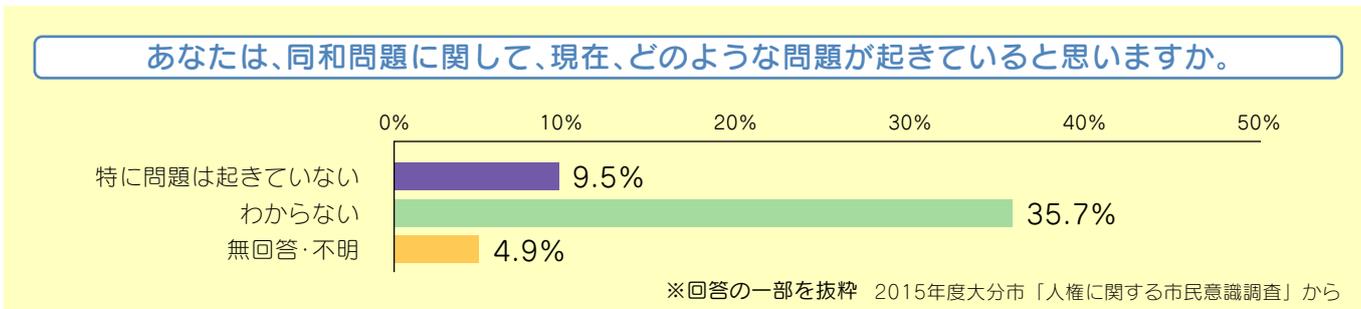
2016(平成28)年は「部落差別解消推進法」だけでなく、「障害者差別解消法」(4月1日施行、P23参照)、「ヘイトスピーチ解消法」(6月3日施行、P25参照)といった、人権に関する法律が次々と施行されました。人権を守る取組は着実に広がりを見せています。しかし、これは法律により守らなければならない人がいる、ということの裏返しでもあります。

法律や制度を整えていくことは大切です。ただし、それを生かしていくのは他ならぬわたしたち自身の意識です。いわれなき差別に苦しむ人の立場に立ち、「なぜこの法律が必要なのか」「どのような困りがあるのか」を考えることが大切です。

# なぜ、部落差別解消推進法ができたのでしょうか？

この法律ができた背景や、部落差別は許されず解消することが重要な課題であることが第一条（目的）、第二条（基本理念）で示されています。その中でも、部落差別の現状を示しているのが次の2点です。

## ★現在もなお部落差別が存在する



部落差別解消推進法(P14参照)には、「現在もなお部落差別が存在する」ことが明記されました。つまり、「部落差別があるかないか」という議論をする必要はなくなりました。しかし、部落差別の存在が多くの人に実感として共有されているかという点、そうではない現状があると考えられます。「人権に関する市民意識調査」においても、9.5%の人が「特に関心を持っていない」、35.7%の人が「わからない」としています。なぜなのでしょう？

## 「ない」のではなく「見えにくい」

部落差別の存在を誰よりも実感しているのは、被差別部落出身者です。そのように考えると部落差別の存在について、多くの人々の共感を得る最も効果的な方法は、「被差別部落出身者が差別の現状を訴える」ことと考えられます。

しかし、「差別にあったが、自分が被差別部落出身であることをカミングアウトしないといけないので、友だちには相談できない」、「親を悲しませるから差別にあったことを言えない」、「自分の経験や思いを伝えたら、後々差別的なうわさになり、自分や家族がさらに差別を受けるかもしれない」などの声があります。部落差別の現状を正しく認識してもらいたいという思いと、当事者として訴えることによって受け取ってもらえない新たな差別のリスクを天秤にかけた時、多くの当事者はそのリスクの前に立ちすくんでしまうのです。

厳しい部落差別の現状が、当事者が訴えるという行為をねじ伏せるのです。その結果、多くの人々が「部落差別を受けたと聞いたことがない」と捉え、そして、「もう部落差別なんて存在しない」と悪気なく思い込んでいくのです。部落差別は「ない」のではなく「見えにくい」だけなのです。

部落差別は過去の問題であるというような考え方は誤りであり、現在のわたしたち一人ひとりの問題であることを認識する必要があります。

もうないんじゃないの？

「差別があったことを家族に話したら、悲しむ心配するから言えなかった」「誰かに聞いてほしかったけど自分の秘密について話さないといけないから相談しなかった」と、同和問題、性的少数者・HIV感染者の人権問題などで、苦しんでいる人がいるかもしれません。差別に苦しむ人は、さらなる差別を恐れ、その事実を声に出すことが出来ません。厳しい差別の現状が **差別の可視化** を阻んでいます。

その中でも、同和問題については「もうないのでは」「過去の出来事だ」という声も聞かれます。しかし、2016年(平成28年)12月に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)」では、「現在もなお

部落差別が存在する」との認識が明確に示され、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することが求められています。

私たちに必要なことは **同和問題をはじめとするあらゆる差別の現実をしっかりと見据え、正しい知識を身につけ、差別を許さない心を持ち、それを態度で示す** ことです。そのことで、差別を受けている人は安心してその苦しみを声に出すことができるのではないのでしょうか。

そうした環境をつくるのが人権尊重社会を築く一歩となるのです。

# 見えてないだけ？

※市民と行政が一歩となって、家庭、学校、職場などあらゆる場における人権教育・啓発を推進する指針として、2004年(平成16年)12月に策定した「大分市人権教育・啓発基本計画」を2017年(平成29年)3月に改定しました。「大分市人権教育・啓発基本計画改定版」は大分市ホームページ、各支所、各地区公民館、人権・平和対策課、緑町文化センター、人権啓発センターにて一斉にお知らせいたします。

## ★情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じている

インターネットは、わたしたちの生活を飛躍的に便利にし、欠かせないものとなりました。しかし、インターネットの世界にも部落差別が存在するのが現実なのです。

### 「全国部落調査」復刻版出版事件

2016(平成28)年には、インターネット上で、全国の被差別部落の所在地などを掲載した「全国部落調査～部落地名総鑑の原典～」なる書籍の出版を予告するような動きがありました。(横浜地方裁判所が仮処分決定を出し、出版・販売の禁止を命じる決定をしました)

このような差別図書出版、さらにはインターネットオークションにかけたり、個人情報を無料でインターネット上に公開したりするなどのアウティングが大きな問題となっています。

※アウティング…本人の了解を得ずに、公にしていることを口外すること

### 質問サイトにも…

反差別・人権研究所みえ(公益財団法人)が、2013(平成25)年に、ある質問サイトを分析した結果、「同和問題」と検索すると1万件近くの質問があり、上位1000件の内容は、「部落差別って何？」などの知識を問う質問、「被差別部落の人は怖い」などの偏見に基づく差別的な質問、身元調査や結婚差別などの相談でした。そして、それらの質問・相談に対する「ベストアンサー」の7割が、事実に基づかない差別的な回答だったそうです。

### 悪意を持って

インターネット上で「部落差別」や「同和問題」などのキーワードで検索すると、トップ画面に行政や研究所などのサイトが少なく、差別的な情報が多くあります。また、フェイク(嘘)ニュースと言われる、心の中に偏見や差別意識を生じさせたり、差別的言動を扇動したりする目的で掲載された悪意のある情報がインターネット上にあふれている現状もあります。

### 「これは本当なの？」と問い直すこと

部落差別についての確かな認識がない人は、上記のような情報に対して、「正しい」とうのみにし、偏見や差別意識の助長・拡散につながってしまうなど、差別の加害者になってしまう可能性もあります。出合った情報をすべてうのみするのではなく、まずは立ち止まって冷静に「これは本当なの？」と問い直すことが大切です。

### 心豊かな生活につなげるには

匿名の情報を簡単に信じない、発信源を確かめたり、様々な情報から判断したりするなど、情報をどう受け止めるのかを、さらには発信するには責任が伴うことを常に意識して情報に向き合う姿勢が大切です。

すべての人の生活を明るく心豊かなものにするためにインターネットとの関わり方を見つめなおし、本当の意味での快適な情報化社会を築くことが今わたしたちに求められています。

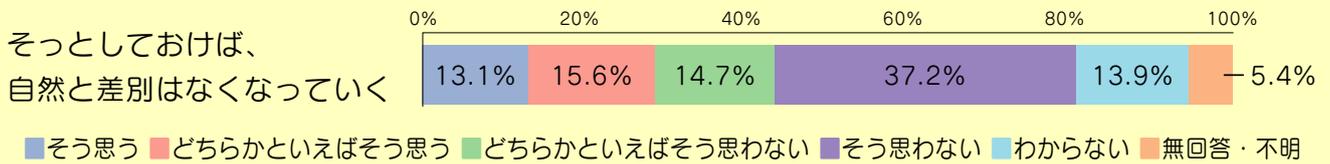


「繋がり」大分市人権フォトコンテストの作品

# 部落差別(同和問題)を温存・助長する考え

## 「寝た子を起こすな」論 ～「そっとしておけば、自然と差別はなくなっていく」って本当?～

あなたは、同和問題の解決に向けて、次の意見に対してどう思いますか



2015年度大分市「人権に関する市民意識調査」から

「人権に関する市民意識調査」からも28.7%の人が「そっとしておけば、自然と差別はなくなっていく」と思っていることがわかります。この「寝た子を起こすな」論の根底には、「もう部落差別はない。何も知らない人に教えたら差別が広がる」という考え方があります。しかし、部落差別は「ない」のではなく「見えにくい」だけで、現在もなお存在するのです。(P15参照)

部落差別が存在することを前提に、この「寝た子を起こすな」論の誤りについて考えなければなりません。

## 自分の身に置きかえて想像すると ～差別があるのにそっとしておくということは～

現在も差別があり、苦しんでいる人がいます。そっとしておけばいいという考え方は、その人に対して、「耐えなさい」と我慢を強いることになります。それが、どれほどひどいことかは言うまでもないことです。もし、自分の子どもや孫が、「いじめを受けている」と訴えてきたら、わたしたちはどうするのでしょうか? 「時間が解決するから、そっとしておけばいい」とは答えないはずで、もし自分がこのように助けを求められたら、きっと、いじめをなくすために何かしらの行動を起こすはずで、そっとしてはおけないのです。部落差別についても、同じことです。一分一秒でも早く、部落差別をなくすための行動が必要なのです。

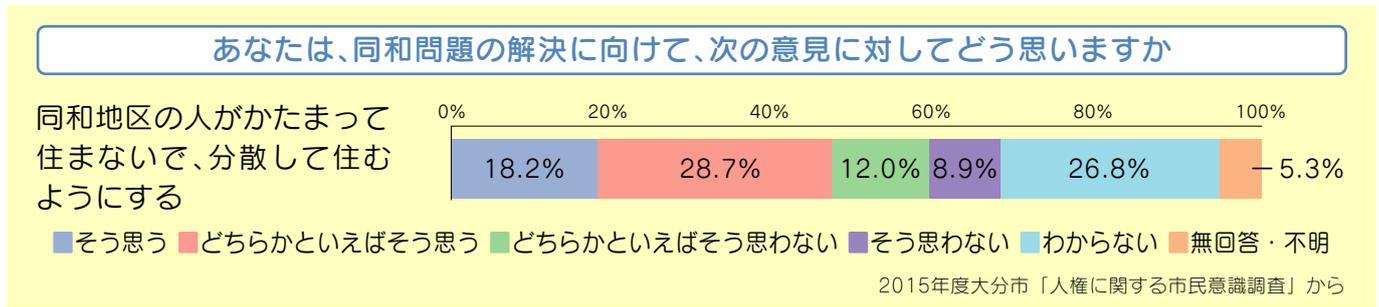
## 確かな認識を ～そっとしておいても差別はなくなるらない～

部落差別の解消を阻んでいる原因のひとつに根強く残る偏見があります。そして、部落差別解消推進法に「情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じている」(P16参照)と書かれたように、インターネット上には悪意のある情報が流されている現状があります。今後、その偏見を修正する、また悪意のある情報をうのみにしないためには、そっとしておくのではなく、やはり部落差別について「知る」ことが欠かせないことです。子どもが「知る」ための出合いは、家庭や学校が大きく担っていると言えます。その出合いのもと、部落差別を許さない人権意識の確立が図られていくのです。

以上のことから考えても「寝た子を起こすな」論は間違っているとと言えるのです。

# 部落差別(同和問題)の解消に向けて

## 差別をなくすのは誰？



「人権に関する市民意識調査」からも46.9%の人が肯定する考えであることが分かります。しかし、部落差別の存在理由を差別される側に押しつける考え方であり、どこに住んでいても差別されないのが本来のあり方であるはず。また、本人に責任のない「生まれ」を否定し、さらには「自分の故郷を捨てるべき」と押し付けている理不尽さにも気付かなければなりません。この考え方のもとでは、差別された人の声を奪い、その結果差別が見えにくくなり、差別する側の人に注目することを妨げることになってしまいます。

## 差別は差別する側の問題

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、感染者や医療従事者及びその家族等への差別や偏見、嫌がらせなど、感染者等を責める考え方があることを、わたしたちは現実として見てきました。このような雰囲気がある社会では、体調が悪くても言いづらくなり、もし感染していた場合には、感染を広げてしまう恐れがあります。感染者等を責めても、根本の解決にはつながらないのです。

部落差別においても、解消に向けての取組は差別する側の問題であり、わたしたちみんなの課題であり責任であると言えます。何より「差別する側」にいた場合、差別することにより自分自身や家族をも不幸にしてしまうことがあると考え、差別は自分自身の問題であることは明らかなことです。

このような問題の解決には、まず理不尽な差別に**気づくこと**(人権感覚)、そして「差別を許さない」という思いを**行動で示していくこと**が大切です。気づくためには、差別の歴史や現状、差別が起こる理由などを**学ぶこと**(知的理解)が必要となります。さらに、そのような学びを広げていくために、意見や気持ちを伝えあえる**人間関係をつくっておくこと**も必要です。

わたしたちは、「やさしく話しかければ、やさしく応える」など、相手の痛みや悲しみ、喜びなどを自分のこととして感じるすることができます。感じたことを伝え合うことで強い絆で結ばれていきます。そのような絆の輪を広げながら人権問題について学習し、気づき、差別を許さないという強い気持ちを持ち続けることが、差別をなくすことにつながっていくのです。

## 正しく知ることから

### エセ同和行為～同和問題の悪用～

同和問題を口実に、営利行為を行うことを「エセ同和行為」と言います。同和問題に関する図書こうの購入や工事の請負うけおい、融資などを強要する事例があります。このような悪質な行為は、同和問題に対する偏見や忌避意識きひに乗じるものであり、差別意識を植え付け、同和問題の解決を阻む以外のなにもものでもありません。こうした「エセ同和行為」に対応するためには、まず同和問題をきちんと理解することが大切です。



## 部落差別をなくす取組のなかで

部落差別を解消しようとする様々な取組が、わたしたちの身近な暮らしの中の人権の擁護ようごに深く結びついています。取組を進めるうえで何より大切なのは、わたしたち一人ひとりが主体的に学習し、行動していくことなのです。

### 教科書の無償配布

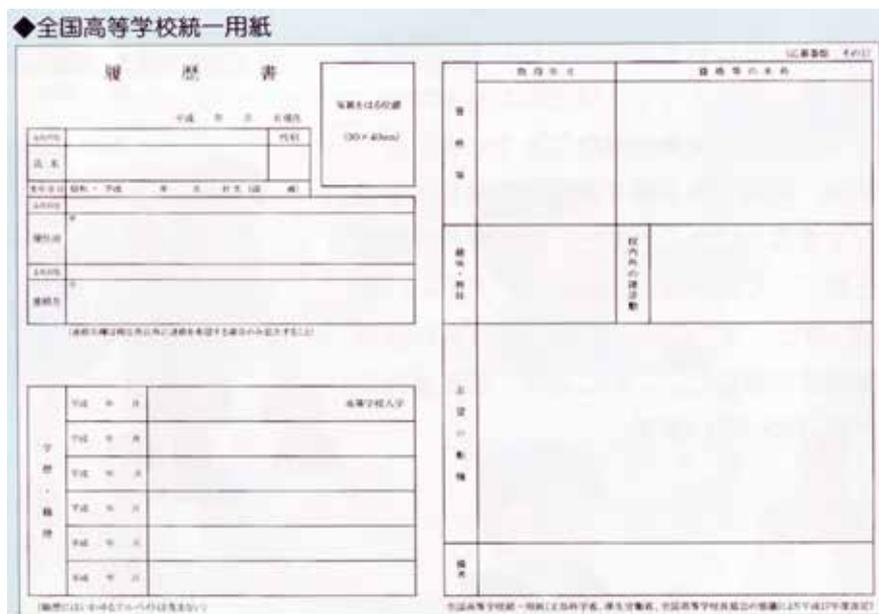
差別により苦しい生活を強いられた被差別部落ひまべつの親たちにとって、子どもたちを学校に行かせることは、たいへん困難なことでした。高知県のある地域の親たちの「せめて教科書だけでも無償に」という切なる願いは教科書無償化運動となり、多くの人の共感を呼びました。その結果、1963(昭和38)年に「義務教育諸学校の教科用図書きぎょうの無償措置に関する法律」が成立し、1964(昭和39)年から、順次すべての子どもに教科書が無償配布されることになりました。それが今に至り、国民全体の幸せと結びついているのです。

### 就職の機会均等

今から40～50年前までは、採用の時、本人と直接関係のない、家族の学歴、親の職業、経済力などを判断材料にしている企業がたくさんありました。しかし、同和教育の取組が進められる中で、現在、本人の能力や適性のみで選考するようにされています。高校卒業予定者が就職の際に提出する「全国高等学校統一用紙」は、1996(平成8)年度から本籍・家族・保護者との続き柄つづきがらの欄が削除されています。2005(平成17)年度から、氏名欄おういんの押印不要、保護者の氏名欄の削除、志望動機欄の拡大、「所属クラブ等」を「校内外の諸活動」に変更するなど、より本人の能力や適性を生かせるものになりました。このように「全国高等学校統一用紙」は、変化をしていきました。

しかし、今もなお就職・進学の際の面接試験において世間話のような流れの中で意図的に家族構成や父母の職業等を聞く不適切な質問がされることがあるのも現実です。また、就学において女子やすでに高等学校を卒業した受験生が不利になる点数操作がおこなわれたこともありました。「本人には責任のないことではないか」「本人の努力では 変えようのないことではないか」、そういった視点をもつことが求められているのではないのでしょうか。

ある女子大学では、2020(令和2)年度から自身の性自認にもとづき、女子大学で学ぶことを希望する人(戸籍上男性であっても性自認が女性であるトランスジェンダー学生)の受け入れを始めました。今では、そういった女子大学が増えていています。



◆全国高等学校統一用紙

履歴書		学歴		志望動機	
氏名	性別	学年	学校名	志望する理由	所属するクラブ等
生年月日	出身地	学年	学校名	志望する理由	所属するクラブ等
学歴		学年	学校名	志望する理由	所属するクラブ等
学歴		学年	学校名	志望する理由	所属するクラブ等
学歴		学年	学校名	志望する理由	所属するクラブ等
学歴		学年	学校名	志望する理由	所属するクラブ等
学歴		学年	学校名	志望する理由	所属するクラブ等

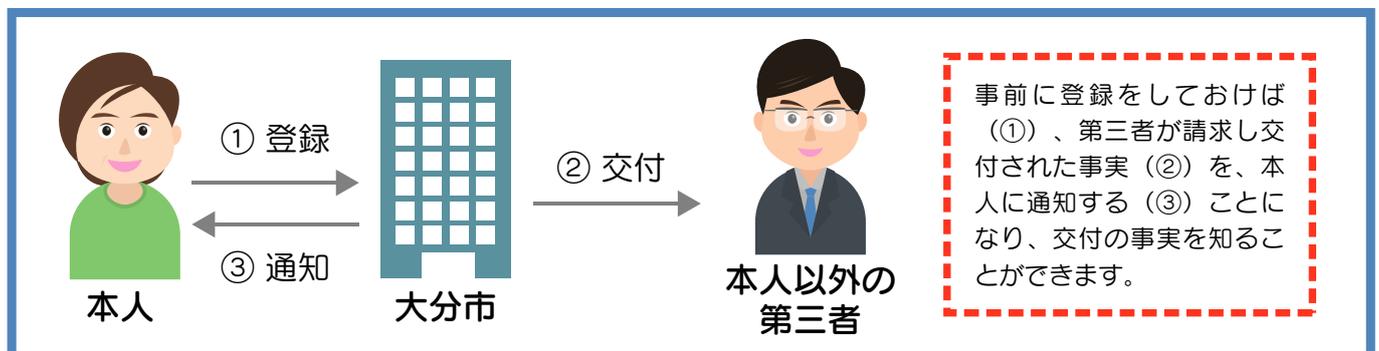
### 戸籍の交付請求の制限

他人の戸籍を不正に取得し、身元調査に利用するなど悪質な差別事象が各地で発生していたため、2008(平成20)年に戸籍法が改正されました。この改正により、「誰でも戸籍謄本等の交付請求ができる」という従来の戸籍の公開原則を改め、第三者が戸籍謄本等の交付請求ができる場合が制限されました。

## 部落差別をなくすための行動を ～登録型本人通知制度～

住民票の写しや<sup>こ せき とう ほん</sup>戸籍謄本などは原則本人しか入手することができません。ただし、弁護士、司法書士、行政書士などのいわゆる8士業にのみ、「職務上請求」が認められています。この職務上請求用紙を悪用した不正取得が後を絶たず、2011(平成23)年、1万件にもおよぶ司法書士らによる不正取得事件が起きました。2017(平成29)年には大分県内においても、委任状を偽造し、他人の住民票や戸籍謄本などを不正に取得した事件が起きました。このような不正請求・取得を防止するための制度が**本人通知制度**です。

この制度は、住民票の写しや戸籍謄本などを本人の代理人や第三者に交付した場合に、事前に登録した人に対して、その交付した事実を通知するものです。2012(平成24)年10月1日から、大分市においてもこの制度が始まっています。一度登録すると永年登録となり、また年齢に制限がなく、世帯の代表者がその同一世帯員をまとめた登録もできます。登録できるのは、大分市に住居登録している人・大分市に<sup>ほん せき</sup>本籍を有する人となります。



多くの市民がこの制度に登録することで、不正に取得しようとする行為を抑止する力を高めることが期待できます。差別を許さない、という気持ちを行動に移せる市民が多くいるということは、差別のない大分市、みんなが暮らしやすい大分市を築いていくことにもつながります。差別につながる身元調査を、わたしたちの「しない、させない、許さない」という気持ちと行動でなくしていくことが大切です。

## ～子どもたちの明るい未来のために～

部落差別は、加害者が十分な学びがない中で、<sup>かたよ</sup>偏った情報に出合ったために差別意識を持ったことが大きな原因の一つとも考えられます。学校教育の中では、子どもの発達の段階に応じて、部落差別(同和問題)と正しく出合うことをもとに、社会に根強く残る部落差別を許さない人権意識の確立を図っています。

子どもたちの明るい未来のために、部落差別をはじめあらゆる差別の解消に向けて学校と家庭や地域が<sup>れん けい</sup>連携を深めていくことが大切です。

※大分市の人権・同和教育の取組は、P29～P32をご覧ください

# 自分らしい人生を送るために - 女性の人権問題 -

## 法律や条例も変化を...

1999(平成11)年4月1日から、「男女雇用機会均等法」「労働基準法」および「育児・介護休業法」が改正され、「男性のみ」「女性のみ」の求人が禁止されました。同年6月23日には、「男女共同参画社会基本法」も成立し、このことは、男女を問わず、個人が生き生きと仕事ができる社会の実現へとつながっています。大分市においても、2006(平成18)年10月1日に「大分市男女共同参画推進条例」が制定され、あらゆる分野での活動に、男女がともに参画し責任を担っていく社会づくりが進められています。

2001(平成13)年には配偶者等からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とした「DV防止法」が施行されました。

また、2017(平成29)年1月には「男女雇用機会均等法」「育児・介護休業法」が改正され、新たに妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントについても防止措置を講じることが事業主に義務付けられています。

### セクシャル・ハラスメントとは

相手を不快にさせる性的な言動のことで、**スクール・セクハラ**や職場におけるものがあります。男女雇用機会均等法では以下の2つのタイプに分けられています。

#### ●対価型

性的な要求を断ったことなどによって、昇進や査定に不利な取り扱いをしたり、職務上の地位を利用して、性的な関係を強要したりすること

#### ●環境型

性的な事柄に関する噂を流されるなどの性的いじめやヌードポスターを見える所に貼ったり、不必要に体を触ったりすること

### マタニティ・ハラスメントとは

妊娠・出産等を理由とする不利益な取扱いのことをいいます。

### ドメスティック・バイオレンス(DV)とは

配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあったものから振られる暴力のことで以下のようなものがあります。

- 身体的暴力…殴る、蹴る、髪を引っ張るなど
- 性的暴力…性的行為を強要するなど
- 精神的暴力…大声で怒鳴る、無視する、交友関係を制限したり電話やメールのやり取りを細かく監視するなど

## 性別で役割分担？

これまで、「男は仕事、女は家事」という性別による固定的な役割分担が、女性の社会進出を難しくしていました。

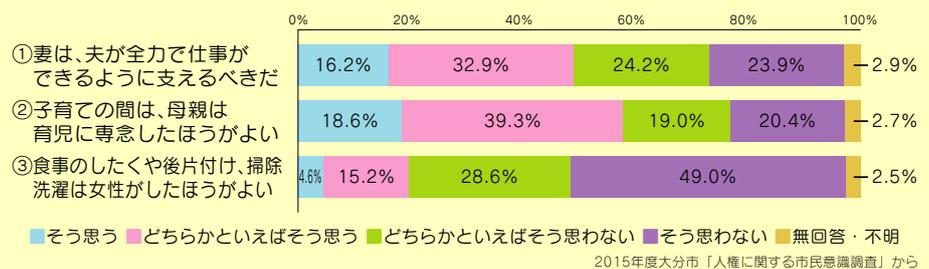
「人権に関する市民意識調査」の結果から、49.1%の人が、「妻は、夫が全力で仕事ができるように支えるべきだ」と思っており、57.9%の人が「子育ての間は、母親は育児に専念した方がよい」と思っていることがわかります。

最近では、企業等で活躍する女性が多くなってきましたが、依然として「仕事はしてもよいけれど、家事や育児に影響の出ない程度で」という意識が残っている面があり、「男性は仕事、女性は仕事も家事も育児も」となりがちです。

一方、「食事のしたくや後片付け、掃除洗濯は女性がしたほうがよい」と考えている人は19.8%で、前回調査の30%以上の賛意があったことと比較すると数値が低くなっています。このことから、女性の家事分担等に対する市民の理解が高まってきていることが考えられます。以前に比べると、これまで仕事中心で家庭のことにあまり関心を持たなかった男性の中にも、家事や育児に参加する人が確実に増え、ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)といった考え方も広がりつつあります。

わたしたちは、性別に関わらず、すべての人が自分の能力を發揮し、自分らしい人生を送ることができるよう社会の実現に向けて行動することが大切ではないでしょうか。

あなたは、次の①～③について、「主に女性がすべきである」という考えについて、どう思いますか



# 一人ひとりを大切に – 子どもの人権問題 –

クラスにいつもいじめられている子がいた。なぜいじめられるようになったのか、いつからいじめられているのか、わからない。「いじめのやめようよ」と言いたい気持ちもあったが、自分だけいい子ぶっているように見られて、わたしがいじめられるのではないか……。そう考えると、何も言えなかった。だから、みんなが避けているとわたしも一緒になって避け、悪口を言っている時には、一緒になって悪口を言っていた。「わたしがいじめられないため」にわたしはみんなと一緒にのこをしてきた。あの子はいつも悲しそうな顔をしていたことを覚えている。

ある日、クラスの何人かの子があの子の机に落書きをしていた。わたしはその時も止めることができなかった。放課後、忘れ物をしたことを思い出して、教室に入るとあの子がいた。入って来たわたしに気づき、わたしの方を向いた。あの子は泣いていた。そして、机の落書きを消していた。どうしていいかわからなかったわたしは、急いで忘れ物をとると、「バイバイ」とだけ言って、教室から出て行った。

どういう気持ちで落書きを消していたのか、何を思っていたのか、初めて本気であの子の気持ちになって考えたら、涙があふれてきた。

## いじめの特徴は？

学校においては、以前から「いじめ」が大きな問題とされ、様々な対策がとられています。しかしながら、依然として「いじめ」の認知件数は減少していません。

いじめは、集団における人間の力関係のアンバランスによって引き起こされるものであり、個人の個性をターゲットにするものです。

人間の力関係は、授業や休み時間、部活動等、子どもが直面する場面により変化します。さらに、人間は誰でも個性があり、人それぞれで同じ人はいません。したがって、攻撃しようと思えば、誰でもいじめのターゲットにすることができるのです。

また、いじめを周囲でおもしろがったりする「観衆」や見て見ぬふりをする「傍観者」の存在が、いじめを深刻化、長期化させていきます。このような集団に特徴的なことは、人間関係が希薄で、いじめが発生しても被害者を救おうとする人物が存在しないことです。

## 大人の問題として

わたしたちは、一人ひとりが「いじめは卑劣で許されない行為である」という認識をもつとともに、単に子どもの問題ではなく、大人社会を写し出したものであることを厳しく受け止める必要があります。そして、すべての子どもが認められる、認められていると感じることができる家庭や地域づくりをしていくことが大切です。

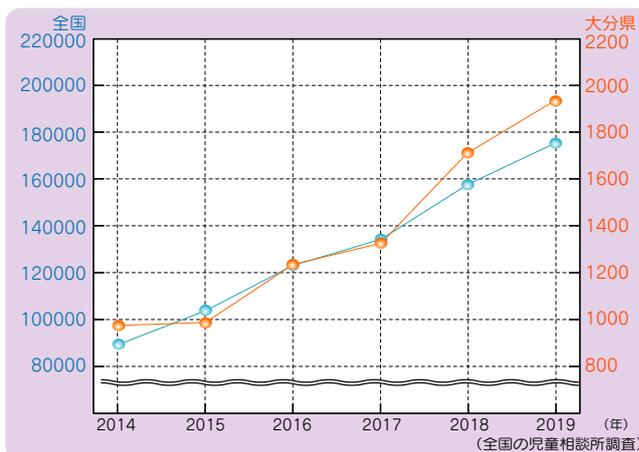
## 虐待とは？

### 虐待の種類

- 身体的虐待  
殴る、ける、つねる、戸外に放置するなど
- ネグレクト  
子育ての放棄、子どもの遺棄、衣食住を与えないなど
- 性的虐待  
性的接触、痴漢、露出症、ポルノを見せるなど
- 心理的虐待  
ふるまいや言葉による虐待など

※2000(平成12)年「児童虐待の防止等に関する法律」が施行されました。

虐待に関する相談対応件数の推移



## 「虐待かも…」と思ったら

子どもたちや保護者のSOSの声をいち早くキャッチするために、189(いちはやく)番へ電話をし、相談することができます(通話料無料)。近くの児童相談所へつながります。

児童福祉法第25条には、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合、すべての国民に通告する義務が定められています。

## その人らしさを認め合う – 障がい者の人権問題 –

ぼくには大好きなおじさんがいます。子どもの頃からキャッチボールをしたり、遊園地に出かけたり、たくさん遊んでくれました。でも、そのおじさんは、今では一緒に遊ぶことができません。交通事故により、右半身にマヒが残りました。今でもおじさんのところへ行き、いろいろな話をし、時には背中を拭いたりします。おじさんは、「ごめんな」とぼくによく言います。おじさんができないことをぼくがしているだけなのに・・・、そう思います。昔、おじいちゃんが寝たきりになった時、おじいちゃんができないことをお父さんとお母さんがしていました。おじいちゃんも「ごめんな」と言っていました。「人は誰でも誰かの力を借りて助けられて生きているのよ。決して自分だけの力で今があるのではないのよ」お母さんがぼくにしてくれた話が忘れられません。ぼくが子どもの頃、たくさんのおじいちゃんのことを周りの人がしてくれたおかげで今のぼくがあるのだと思います。世の中にはいろいろな人がいます。「何かお困りですか」そんな声かけがあちこちで聞かれるような、そんな社会になるといいなあと思います。

### 捉え方を変えることで…

社会には多様な人々がいるにもかかわらず、学校や職場、公共の施設などは多数のニーズを優先しています。そうした社会のあり方こそが障がい者に不利を強いているのではないのでしょうか。

「障がい者が困難に直面するのは、社会が障がい(障壁)をつくっている」と考え、それを取り除くのは社会の責務であると捉えることにより、「障がいがあるから不便(差別される)」のではなく、「障がいとともに生きることを拒否する社会であるから不便」なのだ、と発想を転換してみることが大切です。

### 心の「バリアフリー」をめざして

障がいのある人もない人も、自分の住みたいところで自分の能力を発揮し、自分らしい生き方で暮らすために必要なものがバリアフリーです。バリアフリーとは、行動や人間関係を阻む壁をなくしていくことです。

最近では公共の建物にエレベーターが設置されたり、歩道には点字ブロックや音声信号が整備されたりするなど、障がい者の移動を阻む要因はひとことと比べるとずいぶん減ってきています。また、「どこでも、だれでも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方による施設や商品等も増えてきています。しかしながら、今なお、障がい者に対する心ない発言や、社会福祉施設等の建設で地域住民との摩擦が起きています。わたしたちの心の「バリアフリー」をめざしませんか。

## 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」

すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、2016(平成28)年4月1日に「障害者差別解消法」が施行されました。

この法律は、障がいのある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることをめざしています。この法律では「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めています。

#### 〈不当な差別的取扱いの具体例〉

- 受付の対応を拒否する。
- 本人を無視して、介助者や支援者、付き添いの人だけに話しかける。
- 学校の受験や、入学を拒否する。
- 障がい者向け物件はないと言って対応しない。
- 保護者や介助者が一緒にいないとお店には入れない。

#### 〈合理的配慮の具体例〉

- 障がいのある人の障がいの特性に応じて座席を決める。
- 障がいのある人から「自分で書き込むのが難しいので代わりに書いてほしい」と伝えられたとき、代わりに書くことに問題がない書類の場合は、その人の意志を十分に確認しながら代わりに書く。
- 意志を伝え合うために絵や写真のカードやタブレット端末を使う。
- 段差がある場合に、スロープなどを使って補助する。

参考：障害者差別解消法リーフレット(内閣府)

## 生き生きと活動できる社会に – 高齢者の人権問題 –

### 高齢者をめぐる問題

わが国においては、少子高齢化が急激に進み、その進展の速度に比べて、国民の意識や社会のシステムの対応が遅れていると指摘されています。このような中、高齢者に対する精神的・身体的虐待や社会参加の困難性も問題となっています。高齢者というひとくくりにするのではなく、その人自身を見つめることが求められています。

### 自分の問題として

以前の日本の社会においては、「隠居」という言葉があるように、歳をとり仕事などをやめたあとは、世の中のことには関わらずのんびりと静かに暮らす

すという考え方が支配的でした。このような考え方は、高齢者に対して見下すような意識を生み、疎外へとつながっていく恐れがあります。

核家族化が進み、地域の人間関係の希薄化が問題となっている現在社会においては、高齢者のすぐれた経験を生かした地域づくりが求められています。

高齢者の人権を確立するためには、人を年齢で決めつけるのではなく、すべての人が社会を構成する一員として、生き生きと活動できるような社会づくりが必要とされているのです。わたしたちは、誰もが歳をとり、高齢者となります。高齢者の問題は、わたしたち自身の問題でもあるのです。

## 隔離から共生へ – HIV感染者・ハンセン病回復者等の人権問題 –

HIV感染症は、感染経路が特定されている上、感染力もそれほど強いものではないため、正しい知識に基づいて通常の生活を送る限り、いたずらに感染を恐れる必要はありません。また、新しい治療薬の開発などによってエイズの発症を遅らせたり、症状を緩和させたりすることが可能となっています。

しかしながら、HIV感染症やエイズについては、自分とは関係のない一部の人の病気であるという意識が根強く残っており、感染者に対する偏見・差別につながる状況がみられます。

ハンセン病は、らい菌による感染症ですが、らい菌に感染しただけで発病する可能性は極めて低く、発病した場合であっても、現在では治療方法が確立しています。また、遺伝病でないことも判明しています。

したがって、ハンセン病患者を隔離する必要は全くありませんでしたが、わが国では、古くから施設入所を強制する隔離政策がとられてきました。また、隔離政策が終了した後も、入所者の多くは、長期間にわたる隔離によって、家族や親族などとの関係を絶たれています。さらに、入所者自身の高齢化等により、病気が完治した後も療養所に残らざるを得ないなど、社会復帰が困難な状況にあり問題となっています。

2019(令和元)年11月に「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、ハンセン病患者であった者等及びその家族に対して名誉回復措置を講じるとともに、「**偏見と差別のない社会の実現に真摯に取り組む**」ことが示されました。

### 過去の反省を今に生かす

わたしたちの身のまわりには、様々な感染症があります。そして、HIV感染者やハンセン病回復者等を差別や偏見で苦しめてきた歴史があります。この過去の反省を生かし、新型コロナウイルス感染症と向き合っている今、わたしたちは感染者や医療従事者及びその家族等に差別や偏見、嫌がらせなどで苦しい思いをさせないようにしなければなりません。

不確かな情報やフェイクニュースがあふれている現在、情報を見極める力が求められています。誰もが不安な思いでいる時こそ、まずは立ち止まって冷静に「これは本当なのだろうか?」と問い直すことが大切です。そうすることが、差別をなくす行動へとつながっていくのではないのでしょうか。

## 文化や習慣の違いを越えて – 外国人の人権問題 –

### お互いを認め合うことから

文化や習慣の違いから外国人がアパートの入居を断られたり、飲食店や公衆浴場で入店や入場を断られたりするなど、人権に関わる問題も発生しています。さらに言葉が通じないことにより、コミュニケーションがとれず、地域に馴染めないなどの問題も起こっています。

文化や習慣に違いがあるのは当然のことです。大分市においては、「大分国際車いすマラソン」などのスポーツや文化のイベントがたくさん開催されています。このようなイベントをきっかけにして、日本の文化を紹介するとともに、外国の文化や習慣に触れ、お互いに理解していくことで、共に生きる社会をつくっていくことが大切です。

### ヘイトスピーチのない社会の実現のために

一部の国や民族あるいは特定の国籍の外国人を排斥するような人種差別的なヘイトスピーチ（憎悪表現）が社会的な問題として注目され、テレビや新聞等で大きく報道されています。エスカレートしたヘイトスピーチは、「死ぬ」「殺せ」と連呼するものや、子どもたちに向かって「日本からたたき出せ」「スパイの子ども」などと拡声器で連呼するものまであり、こうした街宣行動は、周囲や関係者に不安感や嫌悪感を与えました。特に、2009年～10年に京都市の学校周辺で行われた

ヘイトスピーチについては、「日本も批准している『人種差別撤廃条約』で禁じる人種差別に当たる」とした京都地裁の判決が、2014(平成26)年12月に確定しました。ヘイトスピーチの違法性を認める判決が最高裁で確定したのは初めてです。

また、2014(平成26)年8月に国連人種差別撤廃委員会から日本政府に対してヘイトスピーチの根本的原因の解明、外国人に対する偏見をなくすための取組に努めるよう勧告が出されました。そして、2016(平成28)年6月に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(ヘイトスピーチ解消法)」が制定されました。これにより、川崎市でヘイトスピーチを繰り返す団体等のデモが規制されることになりました。

**大分市においては**、目立った街宣活動などは見られませんでした。2018(平成30)年12月、大分市の男性が川崎市に住む在日コリアンの中学生に対してのインターネット上におけるヘイトスピーチにより侮辱罪で起訴され、処罰・過料命令を受けるということがありました。

一人ひとりの人権が尊重される豊かで安心して暮らせる成熟した社会の実現のために、考えて行動していくことがわたしたちにも求められています。

## 情報に振り回されないために – インターネットによる人権問題 –

インターネット上では、趣味や属性が近い人たちが集まりやすくなります。

〇〇が大好きな人がいます。身近で、この趣味に賛同してくれる人がいなくても、インターネットで検索すれば世界中の〇〇好きと簡単に会えることができます。

これはインターネットの良さですが、こういった集まりでは、自分と同じような意見の人々だけでの会話が繰り返されていくため、その意見が「正しい」と思い込んでしまったり、異なる意見を受け入れなくなったりして、考え方や価値観が偏ってしまうことがあります。これを「エコーチェンバー現象」と言います。

この現象の中では、フェイクニュースだったり論理的に考えておかしいことだったりしても、「正しい」と思い込み、自分たちの意見を理解しようとしないうちや社会への反発心を溜め、集まりが熱を帯び、攻撃的になっていく場合があります。

また、デマや差別、あるいは攻撃的な言動に同調して、自分の不安や不満を解消しようとするのがあり、事実確認をせずにあいまいな情報を拡散させてしまう恐れがあります。不安が蔓延する社会では、誤情報がきっかけで誰かを傷つけることになるのです。

自分でも気づかぬうちに差別の加害者や被害者になる可能性があることを知るとともに、インターネットと適切な距離を保つことも大切になってきます。

## 性の多様性を考える – 性的少数者の人権問題 –

こころの性とからだの性が一致しない、性同一性障がいとみられる児童や生徒は、全国で少なくとも600人以上いることが明らかになっています。(文部科学省が2014(平成26)年に学校を対象とした実態調査結果から)この数は氷山の一角にすぎないと考えられていますが、社会での認知度が高まる中、悩みや不安を抱える子どもたちの姿も見えてくるようになりました。性同一性障がいについて理解を深めるとともに、不安を抱えた子どもに寄り添い、子どもたちが「自分らしく」生きられるように支援をしていくことがわたしたちに求められています。

性のありようについて社会的には少数派となる人たちのことを「性的少数者」といいます。性的少数者の総称の一つとして「LGBT」があります。それらは、一般的に次のことを指しています。

L:女性の同性愛者(レズビアン) B:両性愛者(バイセクシャル)  
G:男性の同性愛者(ゲイ) T:こころの性とからだの性の不一致(トランスジェンダー)  
法務省HP「性の多様性について考える」から

性的少数者の人権を保障するために個別の支援は当然必要です。しかし、刷り込まれた偏見や決めつけのために当事者が好奇の目で見られたり、からかわれたりすることから、周囲に打ち明けられない現実もあります。

### 「LGBT」から「SOGIE」という考え方へ

「SOGI」とは、Sexual Orientation(性的指向)、Gender Identity(性自認)の頭文字を取った総称です。2006(平成18)年以降、国際連合の諸機関で広く用いられている概念です。2016(平成28)年の文部科学省が出した文書の中でもこの表現について記されています。現在は、Gender Expression(性表現)を加え、「SOGIE」という総称が広がってきています。

**性的指向とは**…「好きになる性」と呼ばれることもある。人の恋愛・性愛がどのような対象に向かうのかを示す概念。  
**性自認とは**…「こころの性」と呼ばれることもある。自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティ(性同一性)を自分の感覚として持っているかを示す概念。  
**性表現とは**…「見た目の性」と呼ばれることもある。服装などの身に付けているものや仕草、言葉づかいなどを示す概念。

「SOGIE」は、好きになる性(性的指向)やこころの性(性自認)、性表現という誰にでもある構成要素に着目することで、自分には関係のない話ではなく、誰もが当事者(自分自身の問題)と捉えやすくなり、性の多様性を認め合うことにおいて重要な概念と言えます。

性的指向や性自認、性表現の多様性について理解し、互いを認めあうことができるようになるとともに、制度を整える必要性についても議論していくことが大切ではないでしょうか。

### Aさん、Bさんどちらの言葉かけを選びますか？

女性の恋人は「彼女」、男性の恋人は「彼氏」と想定されがちですが、異性を好きになる人だけでなく、同性や両性を好きになる人もいます。恋愛対象は異性だけとは限りません。Bさんのような声かけを考えることから、多様性を認め合うことは始まるのではないのでしょうか。



## 「貧困の連鎖」を断ち切る – 子どもの貧困の問題 –

近年、子どもの貧困については、日本における重要な課題であるとされています。厚生労働省が実施した2019年の調査結果では、7人に1人が、そしてひとり親世帯の約半数が貧困という結果でした。貧困は経済的困難から衣食住が不十分となるだけではありません。親の子どもに接する時間の減少をもたらし、子どもの自己肯定感の低下や孤立感、不安感の深まりを生むと言われています。さらに、このことが学力の低下、不安定な就職につながり、結果的に低所得に陥るといって「貧困の連鎖」を引き起こすとも指摘されています。

国は、「我が国の将来を担う子どもたちは国の宝。貧困の責任は子どもたちにはない。貧困が連鎖することがないように、必要な環境整備と教育の機会均等を図る貧困対策は極めて重要」と位置付け、2014(平成26)年施行の「子どもの貧困対策の推進に関する法律」に基づき取組を推進しています。

わたしたちのすぐ隣に貧困の現実があります。子どもは親を選ぶことができません。親の貧困が子どもの将来の貧困につながるのであれば大きな問題です。「責任は親にある」との声を聞くことができますが、その親自身も貧困を受け継いでいる可能性があるのです。貧困を当事者だけの責任とするのではなく、一人ひとりの問題として考え行動していくことが、「子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されない」社会の実現に欠かせないのです。



「希望の輪」 大分市人権フォトコンテストの作品

## 会いたい!ただ一つのねがい – 拉致問題 –

### 拉致問題とは

1970年代から1980年代にかけて、多くの日本人が不自然な形で行方不明となりました。これらの事件の多くは、北朝鮮当局による拉致の疑いが濃厚であることが明らかになったため、政府は1991(平成3)年以来、北朝鮮に対して拉致問題を提起してきました。北朝鮮は、頑なに否定し続けていましたが、2002(平成14)年9月の日朝首脳会談において、初めて日本人の拉致を認め、謝罪しました。そして、同年10月、5名の拉致被害者が帰国しましたが、他の被害者について、北朝鮮当局は、いまだ問題の解決に向けた具体的行動をとっていません。

政府は、2010(平成22)年までに17名を北朝鮮当局による拉致被害者として認定していますが、このほかにも拉致された可能性を排除できない事案があるとの認識のもと、調査を進めています。北朝鮮当局による拉致は、国民に対する人権侵害であり、我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる重大な問題です。

### 拉致問題の解決に向けて

国際連合においては、毎年我が国が提出している北朝鮮人権状況決議が採択され、北朝鮮に対し、拉致被害者の即時帰国を含めた拉致問題の早急な解決を強く要求しています。さらに、2006(平成18)年には「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」を制定しました。また、拉致問題についての認識を深めるため、12月10日から16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」と定めています。拉致問題の解決には、幅広い国民各層及び国際社会の理解と支持が不可欠であり、その関心と認識を深めることが求められています。

ある日突然連れ去られ、今も救出を待ち続けている…。それが、自分や自分の家族だったら…。わたしたちには、被害者や被害者の家族の立場に立って、考え行動することが求められているのではないのでしょうか。

# 人権が守られる社会へ

## 世界の動き

### 「SDGs (Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)」とは？

2015年の国連総会で採択された国際目標で、2030年までに持続可能でよりよい世界をめざし、17の目標(ゴール)と169の取組目標(ターゲット)で構成されています。

## SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



(国際連合広報センターHPより)

### SDGs と人権との関係

実は「人権」という言葉は、169のターゲットの中に1か所しか出てきません。なぜ「人権」という言葉が出てこないのでしょうか？人権はSDGsの全体を支える重要な考え方であり、17の目標の全ての基礎をなすからです。世界人権宣言の精神を引き継ぎ、「誰一人取り残さない(Leave No One Behind)」との人権の理念が根底にあるのです。

#### 「世界人権宣言」1948年12月10日採択(要約版)

- |  |   |                                       |
|--|---|---------------------------------------|
| 第1条 平等の権利                              | 第13条 住む場所を自由に選べる権利                      | 第23条 仕事を自由に選んで働いて給料を得、労働組合に入る権利       |
| 第2条 差別されない権利                           | 第14条 自分の国でひどい扱いを受けるとき、他の国に守ってくれるように頼む権利 | 第24条 休暇をとったり、余暇を楽しめる権利                |
| 第3条 自由に安心して生きる権利                       | 第15条 ひとつの国の国民となる権利                      | 第25条 人間らしい生活をするのに必要な一切のものを持つ権利        |
| 第4条 奴隷にされない権利                          | 第16条 結婚して家庭を持つ権利                        | 第26条 学校に通い、ただで義務教育を受ける権利              |
| 第5条 苦痛を与えられたり、人間らしくないひどい扱いをされない権利      | 第17条 家や土地その他のものを自分のものとして持つ権利            | 第27条 社会の文化的生活に参加する権利                  |
| 第6条 いつでもひとりの人間として認められる権利               | 第18条 自由に考えたり、信じた宗教を自由に選べる権利             | 第28条 権利や自由を受けられるための秩序を得る権利            |
| 第7条 法律で平等に扱われる権利                       | 第19条 意見を言葉や文字などであらわしたり、情報を受け取る権利        | 第29条 お互いに人間らしさを発展させることができるような社会に対する義務 |
| 第8条 裁判で守られる権利                          | 第20条 平和的な集まりに参加したり、仲間と団体を作る権利           | 第30条 様々な権利や自由を国や個人から無効にされない権利         |
| 第9条 理由なく捕まえられたり、国から追い出されない権利           | 第21条 政治や選挙に参加する権利                       |                                       |
| 第10条 公正な裁判を受ける権利                       | 第22条 人間らしく生きることができると保障を受ける権利            |                                       |
| 第11条 裁判が有罪であることが証明されるまでは、無罪であるとみなされる権利 |   |                                       |
| 第12条 私生活の自由が守られる権利                     |   |                                       |

わたしたち一人ひとりの小さな一歩が大切になります。その行動が地球を救うことに、そして、SDGsの根底にある人権が大切にされることにつながるのです。

# 大分市の人権・同和教育の取組①

## —差別のない明るい大分市をめざして—

- 1993(平成5)年6月の定例会市議会で「部落差別撤廃」に関する決議が採択されました。
- 1996(平成8)年3月の定例会市議会で「大分市あらゆる差別の撤廃及び人権の擁護に関する条例」が制定されました。
- 2004(平成16)年12月に「大分市人権教育・啓発基本計画」を策定し、2017(平成29)年3月に同計画を改定しました。
- 2018(平成30)年4月に大分市は「部落差別の解消の推進に関する基本方針」を、大分市教育委員会は「部落差別解消のための大分市人権・同和教育基本方針」を策定しました。
- 2020(令和2)年3月の定例会市議会で「大分市あらゆる差別の撤廃及び人権の擁護に関する条例」が一部改正されました。

### 「部落差別解消のための大分市人権・同和教育基本方針」とは・・・

- 1 学校教育において
  - (3) 部落差別の解消に関する認識の深化
    - ② 子どもが部落差別に対する思考力、判断力を身に付けるとともに、差別を温存・助長する考えや意識に気付くことができる教育を推進
- 2 社会教育において
  - (2) 部落差別の解消に向けた学びの充実
    - ① 部落差別についての認識を深めるための学びの場の拡充

※一部抜粋

## ①学校教育の取組

教育は、人間が人間を大切に作る営みでなければなりません。すなわち、社会の中に根強く残っている部落差別をはじめあらゆる差別の解消を図るためには、教育が大きな役割を持っています。学校教育では、差別を正しく認識し、差別をなくす意欲と実践力を持った子どもの育成を目標の一つとしています。

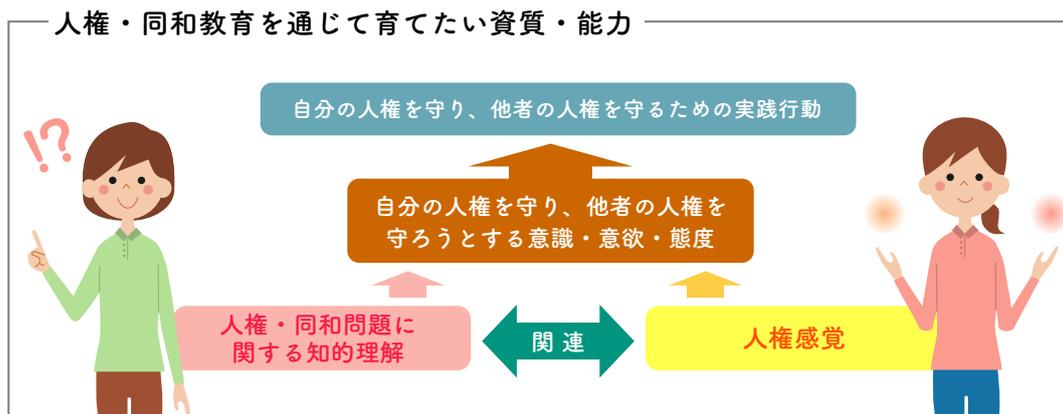
このような学校における人権・同和教育は、昭和50年代に始まりました。1965(昭和40)年に出された同和对策審議会答申で、教育の重要性が指摘され、同和教育推進教員が配置されたのが我が国における人権・同和教育の始まりです。

大分市の人権・同和教育は、同和教育推進教員が中心となり、言われなき差別に苦しむ子どもたちの問題を解決しようとした同和教育が礎と

なり、現在に至っているのです。

今、学校においては、「協力」「参加」「体験」を指導方法の基本原理とし、人権に関する知的理解を図る学習や人権感覚を育む学習を重ねることをとおして、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができるようになり、それが具体的な態度や行動に現われるような子どもの育成をめざしています。

12月の人権週間では、全校での人権集会、人権をテーマにした講演会などが行われています。さらに、保護者のみなさんと連携し、身近な暮らしの中の人権、家庭における人権等、日常生活に存在する様々な人権問題について考える中で、差別の不合理さに気づき、自分と人権問題との関わりを正しく理解するための学習を進めています。



## ②社会教育の取組

思いやりとやさしさのある地域社会の実現をめざし、「おおいた人権フェスティバル」を開催しています。年間を通じ、「差別をなくす市民啓発講演会」「お楽しみ映画上映会」「商業施設での啓発活動」など子どもから高齢者まで多くの市民が参加できるような内容で実施しています。

また、大分市内にある13の地区公民館と36の校区公民館、570の自治公民館が中心となり、暮らしの中の人権講座、映画・ビデオ上映会、パネル展示、人権・同和問題専門講座、人権標語など地域の実情に応じて、人権・同和教育の推進が図られています。（※公民館数2020(令和2)年12月現在）



おおいた人権フェスティバル



差別をなくす運動月間(8月)の取組



人権講演会

## ③各地区人権教育(尊重)推進協議会の取組

2010(平成22)年度をもって、市内全域に13の地区人権教育(尊重)推進協議会が設立しました。この協議会は、部落差別をはじめあらゆる差別を解消するために、人権尊重の精神を暮らしの中に生かしていく行動力を身につけた地域住民の育成に努め、明るく住みよい地域づくりを目的として設立したものです。

それぞれの地域において、実情に応じて、講演会や、自治会をはじめとする団体ごとに少人数に

よる地区懇談会などを実施したり、人権標語の募集・掲示などの啓発活動に取り組んだりしています。



地区懇談会



夏祭りでの啓発活動



人権啓発パレード

## ④大分市人権・同和教育推進連絡協議会の取組

大分市人権・同和教育推進連絡協議会は、「部落差別をなくし、憲法に定められた基本的人権を確立し、人権・同和教育を積極的に推進すること」を目的として、1978(昭和53)年1月「大分市同和教育推進連絡協議会」として、「社会教育部会」と「学校教育部会」の2部会でスタートしました。

その後「行政部会」を設置し3部会となり2001(平成13)年度に「企業部会」を設置し4部会となりました。2002(平成14)年5月に「大分市人権・同和教育推進連絡協議会」に改称、同年「地域部会」を設置し5部会となりましたが、2007(平成19)年度に「行政部会」を「社会教育部会」に包含し、現在の4部会となりました。

# 大分市の人権・同和教育の取組②

## 人権啓発センター「ヒューレおおいた」

2013(平成25)年7月、ホルトホール大分(現在のJ:COMホルトホール大分)内に、人権啓発センター(愛称:ヒューレおおいた)がオープンしました。この人権啓発センターは同和問題(部落差別)をはじめとするあらゆる人権問題の解決に向けた人権教育・啓発を推進し、また人権に関する市民の交流を図るための施設です。

※愛称「ヒューレおおいた」…人権啓発の英語表記「human rights enlightenment(ヒューマンライツ エンライトメント)」の頭文字「hu」「r」「e」をとって「ヒューレおおいた」としています。

**施設について** 人権・同和問題に関する相談や学習のための設備があります

### 【展示コーナー】

大分市の人権に関する取組や基本計画に掲げる重要課題の現状、課題等を紹介する「常設展示コーナー」や、様々な人権問題について学習する「特別展示コーナー」を設置しています。



### 【図書・DVD等閲覧・視聴コーナー】

人権に関する図書やDVDなどを閲覧・視聴できます。また貸し出しも行います。一度の貸し出しは、図書は3冊、DVDが2枚まで。貸出期間は、15日以内です。

※貸し出しには登録が必要です。



### 【ミーティングルーム】

人権・同和問題の学習や研修ができます。



### 【啓発モニター】

65インチのモニターで人権啓発DVDなどを上映しています。



## 事業について

人権啓発、教育に関する様々な事業を行っています

### 【講座・講演会】

地域や企業等において人権啓発に取り組むリーダーを対象とした「にんげんセミナー」、中学生・高校生を対象とした「にんげん劇」(演劇等)を開催しています。



にんげんセミナー



にんげん劇

### 【相談(相談室)】

人権に関する総合的な相談窓口として、面談等による人権相談に応じています。

※毎月第1水曜日(午前10時～正午、午後1時～午後3時)は人権擁護委員による相談も実施しています。



### 【学校・団体の受け入れ】

各種団体、学校等の人権・同和教育を支援するため、DVD等を活用した研修や小中学校児童・生徒対象の体験活動、人権講話を行っています。



妊婦疑似体験



高齢者疑似体験



人権パネル学習

## 人権体験学習

- 妊婦疑似体験をしておなかの中にあかちゃんがいると、物も取りにくいし、寝るのも大変ということがよくわかりました。お母さんがあんな思いをしながら生んでくれたかと思うと、「ありがとう」と思わず言ってしまう。(小学生)
- 「人権の話」を聞いて、「こころのバリアフリー」ということが心に残りました。これは私もできることなので、取り組んでいきたいです。周りの人にやさしくしていきたいです。(小学生)
- 高齢者疑似体験、小4の時に一度体験したことがあったのですが、今回感じたのは違いました。相手の気持ちを考えることを大切にしたいと思います。(中学生)
- 講話では人権のことについてわかっていたつもりですが、改めて差別と区別の違いなどを考えさせられました。学年でも一人ひとりの考え方によって差別と区別の捉え方もばらばらで驚きました。今では「自分の発言は差別ではないのか」ということに気づくようになりました。(中学生)



バリアフリー施設見学

## 人権啓発センター「ヒューレおおいた」

〒870-0839 大分市金池南1丁目5番1号「J:COM ホルトホール大分」1階  
TEL 097-576-7593 FAX 097-544-5708

○ 開館時間 午前9時～午後6時  
○ 休館日 毎月第2・第4月曜日  
(ただし、その日が祝日の場合は翌日以降の平日)  
年末年始(12月28日～1月3日)



新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、大分市でも感染者や医療従事者及びその家族等への差別や偏見、嫌がらせなどが起きています。たたかう相手は人ではなく、ウイルスです。困難な状況だからこそ、不確かな情報に惑わされるのではなく、相手の気持ちを考えて、“心の距離”が広がらないよう行動することが大切です。誰がいつどこで感染するか分からない状況の中、助けあい、支えあいの心を持ち続け、この状況をみんなで乗り越えていきましょう。

未知のウイルスによる感染症<sup>しやう</sup>の拡大により、多くの人<sup>た</sup>が不安を抱えています。見えないウイルスへの不安<sup>きやうふ</sup>や恐怖が人との関わりを避ける行為<sup>さ</sup>へとつながるとともに、見えるもの<sup>いりやう</sup>(感染者や医療従事者及びその家族等)への差別<sup>へんけん</sup>や偏見<sup>い</sup>、嫌がらせ<sup>ひぼう</sup>、誹謗中傷という形になって現れています。不安や恐怖の根底には「知らない」「わからない」ということがあるのです。

この点は、部落差別をはじめあらゆる差別と同じではないでしょうか。知的理解（差別とは何か等）や、人権感覚（思いやりの大切さ等）を身に付けることで、差別は解消できるのです。

### 大分市人権イメージキャラクター キズナーズ



キッピー

ズータン

ナビー

読み終わってどう感じましたか。

この資料では部落差別をはじめあらゆる差別から起こる問題を取り上げています。しかし、ここにあるものがすべてではありません。「本人に責任のないこと」や「努力で変えられないこと」により、辛い思いをしている人はいないか、わたしたちのまわりを見つめ直してみませんか。「あれっ?」と感じた時には、いつでもこの資料を見直してください。

大分市教育委員会 教育部 人権・同和教育課  
〒870-8504 大分市荷揚町2番31号

発行：大分市教育委員会 発行年月日：2021(令和3)年3月31日